

# 城里町議会全員協議会会議録

日時 令和5年12月1日(金)

午前10時00分

場所 城里町役場 3階 議場

## 出席議員(14名)

議長	阿久津 則 男 君	副議長	片岡 藏 之 君
	高橋 裕 子 君		猿田 正 純 君
	金長 秀 範 君		藤咲 芙美子 君
	綿引 静 男 君		三村 孝 信 君
	飯村 栄 君		関 誠一郎 君
	桜井 和 子 君		鯉 洵 秀 雄 君
	加藤木 直 君		小 塚 孝 君

## 欠席議員(なし)

## 説明のため出席した者の職氏名

町	長	上遠野	修
副町	長	藤田	悟史
教	育	添田	智
まちづくり	戦略課長	小林	克成
総務	課長	増井	栄一
町民	課長	加藤	孝行
財務	課長	雨宮	忠芳
税務	課長	佐藤	宰
健康	保険課長	富江	一也
長寿	応援課長	稲川	弘美
福祉	こども課長	飯村	正則
農業	政策課長	興野	隆喜
都市	建設課長	大津	好男
下水道	課長	園部	繁
会計課長	(会計管理者)	所	克実
水道	課長	江幡	守仁

農業委員会事務局長	山崎 栄一
教育委員会事務局長	廣木 仁

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	興野 友宣
主任書記	町田 めぐみ
主任書記	高丸 哲史

---

議会全員協議会次第

- 1 開 会
- 2 議長挨拶
- 3 町長挨拶
- 4 協議案件
  - (1) 令和5年第4回城里町議会定例会提案事項について  
(別紙 議会定例会議事日程)
- 5 閉 会

---

午前10時00分開会

開 会

○議長（阿久津則男君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまから議会全員協議会を始めます。

---

議長挨拶

○議長（阿久津則男君） 本日の全員協議会は、来る12月5日に召集されます令和5年第4回城里町議会定例会に提案される事項につきまして、事前にご協議をいただくものがあります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

本日の出席状況についてご報告いたします。全員出席であります。

---

町長挨拶

○議長（阿久津則男君） ここで町長よりご挨拶をいただきたいと思います。

町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 本日は、令和5年第4回議会定例会に提案します議案等につきまして、事前に議会議員の皆様にご説明するため、全員協議会の開催をお願いしましたところ、公私ともご多用のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の全員協議会ではありますが議案34件、報告4件についてご説明申し上げます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

---

協議事項

○議長（阿久津則男君） これより会議に入ります。

ご質問のある方は挙手をし、議席番号を述べた上でご質問ください。

なお、会議を円滑に進めるため、質問、答弁は着座にて進めてまいります。

それでは、議案第64号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 議案第64号 城里町印鑑条例の一部を改正する条例について

ですが、個人番号カードを使用してコンビニエンスストアにおいて印鑑証明書を交付するサービスの利用を促進するため、改正するものでございます。

主な改正点は、コンビニエンスストアにおける印鑑証明書の自動交付サービスの開始に伴う所要の規定を追加するとともに、コンビニエンスストアに設置されている多機能端末機から移動端末設備を使用した印鑑証明書の交付ができるようにするものでございます。

詳細につきましては、説明資料1ページからの新旧対照表をご覧くださいと存じます。

ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより、議案第64号に対するご質問をお受けいたします。  
ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第65号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 議案第65号 城里町監査委員条例の一部を改正する条例についてですが、出納事務の平準化を図り、正確な監査資料の作成期間を確保するため、改正するものです。

主な改正点ですが、地方自治法の規定による現金出納の検査の期日を、町では毎月10日と定めておりましたが、毎月20日に変更するものでございます。

詳細につきましては、説明資料1ページからの新旧対照表をご覧くださいと存じます。

ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより、議案第65号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第66号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 議案第66号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてであります。地域住民の健康増進及び交流を促進するため、町条例の一部を改正するものです。

今回の改正につきましては、2ページの改正文になります。

七会町民センター、アツマーレグラウンドの使用について、昨今の気象状況を鑑みまして、熱中症対策として夏季期間となります7月から9月末までの3か月間において使用開始時間を30分繰り上げまして午前8時30分から、使用終了時間を1時間30分繰り下げまして、午後6時30分までとし、健康管理の面から一般利用の炎天下での使用は自粛していた

だくことを目的に使用時間を延長するものです。

詳細につきましては、説明資料の新旧対照表をご覧くださいと存じます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） これより、議案第66号に対するご質問をお受けいたします。

5番桜井和子君。

○5番（桜井和子君） 町民センターのほうで、そばとかうどんとかこんにゃくの加工ってあるんですが、町民センターのどこにこの加工所があるんでしょうか。うどん、そば、こんにゃく加工、これどういうことでしょうか。

○議長（阿久津則男君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 大変申し訳ございません。旧山びこの郷のものを運用してまして、今後、これを削除するような形で進めさせていただきます。すみません。ありがとうございます。ご指摘ありがとうございます。すぐ直すようにいたしますので、次の議会で修正させていただきます。よろしく申し上げます。すみません。

○議長（阿久津則男君） よろしいですか。

ほかに。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） これは時間、炎天下の使用を避けるためと言ったんですけれども、これは町民にはどういう形で周知されてますでしょうか。

○議長（阿久津則男君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 改正文をご覧くださいまして、私の説明不足で申し訳ございませんが、6年の4月1日から実施ということでございますので、今後お認めいただければ、広報誌と、また、町のホームページ等で周知をしていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） よろしいですか。ほかにございませんか。

6番加藤木直君。

○6番（加藤木直君） それでは、この新旧対照表の中で、体育館、時間と金額入ってるんですけれども、摘要の中で、左記時間内の金額ということなんですけれども、左記時間外も使用されているということなのかな。

○議長（阿久津則男君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） これにつきましては時間のほうを9時から17時30分と、17時30分から22時までということで、金額は同じにしてあるんですけれども、その時間の中での金額ということでご理解いただきたいと思います。

○6番（加藤木直君） 分かんない。どういう意味。

○議長（阿久津則男君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 利用料を設定するに当たりまして、体育館、昼間は電気をつけなくて安くしてもいいんですけれども、昼間も、体育館の場合は利用する場合には暗幕灯をやって、電気をつけるという仕様になってございまして、そういうのも鑑みまして、実際には、夜間と昼間と同じ料金なんで分けなくてもいいんですけれども、一応、夜間料金と昼間料金ということで分けた表示になってございます。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 私が聞いているのは、左記時間外の金額ということなので、通常は、これ入れなくてもこの時間内の金額だから、必要ないと思う。この時間、でも、左記時間内の金額っていうことはこの時間外も使っているのかということを知っているんです。

○議長（阿久津則男君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） この時間外は使ってございません。

○6番（加藤木 直君） だったらこれ要らないんじゃない。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） いや、すみません。これをよくひもときますと、昼間、午前9時から17時30分の長時間にわたりまして3,240円と、午後は、17時から22時ということでその中で3,240円ということで1時間当たりの単価ではないので、この期間利用する場合には3,240円という表記ということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（阿久津則男君） よろしいですか。

○6番（加藤木 直君） これ、必要ないような気がするね。

○議長（阿久津則男君） ほかに。

○6番（加藤木 直君） 1時間使ってもずっと使っても、一緒ですよ。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 一緒です。ですから。

○議長（阿久津則男君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 9時から17時30分、8時間30分になりますか、この間使っても3,240円ですし、5時半から、17時、18時、19時、20時、21の4時間半使っても3,240円ということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） だったら、9時から22時までにして、金額一緒で、金額一緒で、結局時間関係なく、1時間でも30分でも使えば3,240円ということなんだよね。そうでしょ。30分でも、8時間使っても一緒でしょ。

○議長（阿久津則男君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 9時から22時の長期間、本当に朝から深夜まで使うと、今現在はこの倍の6,480円頂戴していますので。

○6番（加藤木 直君） そうか。17時半で1回区切って。

○まちづくり戦略課長（小林克成君）　そういうことで。

○6番（加藤木　直君）　なるほど。

○まちづくり戦略課長（小林克成君）　すみません。説明が至らなくて申し訳ないんですが、そういうことをご理解をいただきたいと思います。

　　以上です。

○議長（阿久津則男君）　よろしいですか。

○6番（加藤木　直君）　分かりました。

○議長（阿久津則男君）　ほかにございませんか。

　　〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君）　次に、議案第67号を議題といたします。

　　執行部より説明を求めます。

　　総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君）　議案第67号　城里町営土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例についてですが、土地改良事業に係る経費を、組合員に代わり町が土地改良区から徴収できるよう改正するものでございます。

　　詳細につきましては、説明資料1ページの新旧対照表をご覧くださいと存じます。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君）　これより、議案第67号に対するご質問をお受けいたします。

　　8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君）　土地改良区が金額徴収することですか、徴収することに当たって、土地改良区が徴収し、同意を得てから、土地改良区から町が相当する金額を徴収するための条例の一部改正というようなことなんですけれども、これは何で土地改良区から町が徴収することになったのでしょうか。

○議長（阿久津則男君）　農業政策課長興野隆喜君。

○農業政策課長（興野隆喜君）　ご質問にお答えしたいと思います。

　　次の議案70号にも関わることなんですけど、今まで土地改良区で運営していた小場江頭首工、那珂川揚水機場、下江戸揚水機場、渡里揚水機場、大杉山揚水機場があったのですが、国営事業所の撤退に伴いまして、それを市町村で運営していこうということになりまして、改良区からその経費を町が徴収することとなりました。

　　以上でございます。

○議長（阿久津則男君）　8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君）　合併ってということなんですしょうか。

　　合併するから町になるってということなんです。何か、ちょっとそこら辺が何でなのか。ちょっと理解が。後で説明はあるのかな。

　　もし、でも、説明できるんだしたら。合併ってということなんです、これは。

○議長（阿久津則男君） 農業政策課長興野隆喜君。

○農業政策課長（興野隆喜君） ご質問にお答えしたいと思います。

令和8年度まで国営事業所が運営するということがあった、ありまして、その後の事業の運営につきまして、非常に、先ほど言った5機場は公共性が高い事業でありまして、負担が一般の方、第三耕作者の方の負担が非常に大きくなってしまいますので、8市町村で賄いましょうということが、市町村長とともに決定した次第でありまして、町でその分を徴収して運営していこうということになった条例改正であります。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） そのことによって金額が大きくなるとか、少なくなるとか、何か金額に変動とかがあってというのはあるんですか。

○議長（阿久津則男君） 農業政策課長興野隆喜君。

○農業政策課長（興野隆喜君） 今まで受益者負担が100%であった場所については、国30%、県30%、市町村20%、受益者20%という負担割合になっております。

○議長（阿久津則男君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第68号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 議案第68号 城里町土地開発事業の適正化に関する条例の一部を改正する条例についてですが、土地の利活用を促進するため改正するものです。

主な改正点は、居住の用に供する宅地開発事業の適用面積を、0.2ヘクタールから0.3ヘクタールに緩和するものでございます。

詳細につきましては、説明資料1ページの新旧対照表をご覧くださいと存じます。

ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより、議案第68号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） これは0.2ヘクタールから0.3ヘクタールに緩和するというものだと思うんですけども、建設するのに当たって広くしたからどこでもいいというようなことにはならないのでしょうか。

土地開発でむやみやたら広げるからとかがあって言って、その後に水道が行き届きません。それから、下水道は行き届きません、というような形にならないかどうか、そこら辺のところ、どのように計画をしているのか、ちょっと説明をお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） ご質問にお答えします。

上下水道等が追いつかないというのと、乱開発というか、どこでも造るのかというお話ですが、令和3年の第1回定例会で0.1から0.2に拡大しておりまして、その辺でも、今のところ支障というものはないですし、上水道、下水道についても事業者については事前に供給確認を必ず行っておりますので、水が届かないとか、そういうことはないものと思います。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） そういうことは極力避けていただきたいということなんですけれども、それはないということでも、森林法の改正によって開発面積というのが広がるんだと思うんですけれども、1回目の質問とはちょっと違うんですけれども、2回目の質問としては、森林がどんどん開発していくことによって森林がなくなってくると、そうすると二酸化炭素の発生とかそういうものに関しての環境面についてはどのようにお考えなんですか。

○議長（阿久津則男君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） ご質問にお答えします。

森林法の話が出ましたが、今回、つい最近、今年度、茨城県において、森林法の改正があって、0.5ヘクタールというくくり出ていますが、これについては太陽光発電に限って0.5で届出をしなくてはならないということになっていきますし、ご心配する森林伐採による環境ということですが、大規模開発の宅地等に伴うものについては、緑地帯の制限とかが、県の審査になりますけれども、そちらのほうで制限かけられますので、最低限の緑地帯の確保等については従来どおり担保されるものでございますので、町として制限するものについては今回、0.3ヘクタールを超えたものについては、都市計画区域の中については県のほうの審査になりますので、しっかり制限はかかるものと考えております。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 森林法で制限されるから大丈夫だというようなことなんですけれども、太陽光については、かなり、最近、広域に拡大して、あっちでもこっちでも太陽光発電が見られるというようなこと、宅地というか、そういうところまでも利用してやっではいるんですけれども、太陽光について、森林を開発して、太陽光をどんどん造っていくということで、災害とかそういうことにはならないのかどうか。

それが1つと、あと町として制定することはないのかどうか、制限する縛り、そういうのも、県に全部、全てお任せじゃなくて、町として条例などつくっていくとか、制限していくとかというようなことは考えていないんですか。

○議長（阿久津則男君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 都市建設課所管としては、今回、改正で出ているものについては、居住の用に供する建物のほうに限定しております。

それ以外の今あった太陽光についての制限については、ちょっと所管が、現在、まちづくり戦略課なので、そちらのほうでお願いしたいと思います。

○議長（阿久津則男君） その点は一般質問ですね。

ちょっと待ってください。

さっき、手を挙げたから。

6番、いいですか。

4番飯村 栄君。

○4番（飯村 栄君） 私、今度の一般質問で同じようなことを質問するつもりで、もう提出しているんですけども。

一般質問に通告しております。

○議長（阿久津則男君） 分かりました。

○町長（上遠野 修君） 一般質問で回答します。

○議長（阿久津則男君） 一般質問で入っているからということで。

いいですか。さっき、手を挙げたからね。

6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） これ、確かに、今現在は、20アールだと思うんですよね。コマ2ヘクタール。

それを30アールにすると、3反歩にすることだと思うんですけども、ちょっと先ほど、課長がちょっと藤咲さんに説明したときのやつ、ちょっと私聞いていなかったもので、もう一度お伺いしたいんですけども、これ、20から30にした、大義というか、こういう理由だということをもとにまず1点お伺いしたいのと、確かに10から20、20から30のほうがもちろん、仕事としてはやっぱり、幅広くなれば、仕事はいろんな部分で規制が、20でも、20を超えても、30になれば規制がなくなるので、仕事としては、役場は開発業者との摩擦とかそういったことがないから、仕事自体はやりいいんじゃないかなというふうには、正直言って思いますよ。

ただ、これを一概に全部広くすればいいということじゃなくて、ある程度、公で決める場合には、大義があると思うので、その大義がちょっと聞きたいのと、その理由を。よろしいですか。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 事務的なことじゃなくて、目的というものの質問なので、私から回答させていただきます。

まさしくその質問、一般質問で飯村さんから出ているんですけども、簡単に言うと、実際、2年前に規制が緩和されて、それに伴って宅地開発が各地で行われていますが、その内容を見ると、特に周辺に迷惑のあるような開発が行われなかったですし、現在進行中の

開発を見ても、実はもう2,000平米を超えている開発案件も何個か出てきているんですが、優良な開発が行われていますし、単に1年間寝かせれば結局2,000平米を超えた分も、1年間寝かせたら結局販売できちゃうんです、今の除外地ということで、一定期間販売しなければ、2,500平米の開発をやって、2,000平米の規制があるから、2,000平米だけ最初売り出しをして、残り500平米は除外地ということで、一定期間寝かせると、また、次の段階で販売も実際できてしまうんですが、そういうふうなことをやっても、実質的な意味が失われていますので、現状の実態に合わせて改正をすることで、子育て世代がもっと城里町内で家を建てやすくするというそういった狙いがございます。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） ということは、業者の方からも、そういった要望があったというふうに理解してよろしいですか。

○議長（阿久津則男君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 特定の要望書とかそういう書面が出ているわけではありません。ただ、そういうふうにしてほしいだろうなどは思いますけども、特定の実際の要望書が出ているとかそういうことではないです。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

3回でまとめるようにしてください。

○6番（加藤木 直君） 分かりました。

そうしますと、業者さんの立場になって、町が考えてあげたということに今聞こえたんですけども、それでよろしいですね、じゃ。

○議長（阿久津則男君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 業者さんといいますけども、最終的には住民のこともあります。例えば、2,500平米で家を10軒建てる計画があったときに、規制のおかげで残り2軒だけ抜根しないで放置するわけです。一定期間がたったら、抜根して追加で開発を行うんですが、それを1回で開発費に対する上下水道の引込みは当然業者が行うんですが、それを1回でやらないで2回に分けて、また、アスファルトを剥がしてもう一回上下水道の引込みとかやるというと、結局、それは最終的に、そこに住むことになる住民の負担になるんですよ。1回で済む工事を2回やるわけで、工事費が余計にかかるわけなんですけど、それは最終的に誰が負担しているかということその土地で家を建てる人が負担することになるわけですから、事業者の利益という言い方もできるかもしれませんが、最終的にそこで家を建てる人の負担になってしまっているの、それが緩和されるということだと思います。

○議長（阿久津則男君） 質問ですか。

○4番（飯村 栄君） 私、加藤木議員の質問について。また一般質問で行いますので。

○議長（阿久津則男君） 飯村議員、質問ですか。

○4番（飯村 栄君） 質問。

○議長（阿久津則男君） 質問とは違う。

ではいいね。

ほかにございませんか。

11番関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） この開発に関してなんですけども、さっき大津課長が言ったように1,000平米から2,000平米にした経緯、この経緯は業者からの圧力があって、2,000平米にした経緯があるんですよ。それで1回議場で否決したという経緯があります。

これ、私代表になって反対しましたからよく覚えているんですけど、これははっきり言えないだろうけども、どうしてこれ短期間のうちに今度0.3ヘクタール増やす根拠、これ、開発どんどん進めんなら、0.5ヘクタールでいいんですよ。小さく刻んで増やさなくても。

この根拠、さっき、ちょっと待って、業者云々って話あったけども、やっぱり、陰には業者からの圧力が絡んでんじゃないの、これ。町の体制としてこれから人口を増やすという体制の中で、一つ一つ増やさないで、やっぱり0.5、思い切って増やしてどんどん土地開発やって、住宅が建つような緩和政策をするのが、町の取組の仕方ですよ。

確認のために課長に聞きます。これ、どっか開発があって、このために条例を改正するのか、その点聞きたいです。

○議長（阿久津則男君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） そういう圧力とか、ご意見というのは私はありません。

それと、ヘクタール、平米数の規定ですけども、藤咲さんからの質問の時にも答弁してありますが、都市計画区域の中において町の権限が発生させられるのは0.3まででございまして、それ以上は県条例のほうに載ってきますので0.3でございまして。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 11番関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） 県条例と言いますけども、0.3は県条例だって言うけども、町の対策として、政策として、やっぱり、どんどん開放すべきですよ。細かく0.1ずつ増やして、もっと住宅ができるような、建物が建てられるような緩和政策、これ町が主導になって、県のほうへ行って、こういうふうに県の許可を取ると、それでも、やっぱり町が介入してやりやすいようにするというのが政策ですよ。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 答弁よろしいですね。

○11番（関 誠一郎君） はい、いいです。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第69号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 議案第69号 城里町督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてですが、地方税統一QRコードを利用した町税の収納において、事務負担の軽減及び納税者の利便性等のため改正するものでございます。

主な改正点は、町税等に関する督促手数料を廃止するものです。

詳細につきましては、説明資料1ページから18ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより議案第69号に対するご質問をお受けいたします。

11番関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） 私、監査やりながらこの伝票を見ながら、督促手数料って結構上ってくるんです。税金を滞納した上に、督促手数料までただにしようと、これは、町として考えが甘い。

やっぱり、いろんな形の中で滞納している人がいると思うんです。どうしても払えない方もいる。結局ずるしている方もいる。

そういう中で、督促手数料は、これゼロにするのはどうなのかなというような考えでいます。

答弁をお願いします。なぜゼロにするのか。

○議長（阿久津則男君） 税務課長佐藤 宰君。

○税務課長（佐藤 宰君） 参考資料の提出をしたいものですから。

○議長（阿久津則男君） 認めます。

○税務課長（佐藤 宰君） 少々お待ちください。

それではご説明したいと思います。画面上の資料ですが、こちらにつきましては、今年度4月1日現在の県内での督促手数料を廃止した市町村を記しております。廃止している市町村のところには赤枠でくくってあるのが廃止の市町村でございます。廃止しているのが44市町村中26市町村、現在、継続、督促手数料を継続しているのが18市町村でございます。18市町村の中で、来年度廃止を検討しているのが6市町、7月現在の資料でございますけれども、6市町が検討ということでございます。

これを含めまして、経緯につきましてご説明させていただきます。督促手数料につきましては、城里町では、令和5年度においても城里町税条例の規定によりまして督促状1通につきまして100円の督促手数料を徴収しております。その中で今年度4月1日から総務省と全国銀行協会との協議を踏まえまして、全国で一斉に地方税統一のQRコードを利用した納付書の取扱いが開始されまして、城里町におきましても、今年度の町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の納付書にもQRコードが印字されております。そのことによりまして、納期限を過ぎた納付書につきましては、昨年度までは銀行の窓口で行ってきた納付書への督促手数料100円の加筆、書き込みは行わなくなりまして、銀行の

窓口では本税分のみを取り扱うことになりました。このことは金融機関の働き方改革などによる窓口縮小化によるものでございます。

そのため、督促手数料100円の徴収漏れが生じることになりまして、100円の徴収漏れのための納付書の再交付に係る費用が増加しておりまして、事務が煩雑化しております。納税者に対しても大変ご不便をおかけする状況になってございます。

実情を申しますと、100円の督促手数料を徴収するために100円以上の経費がかかっている実情がございまして。

また、納期を過ぎてから税金を納めた場合ですが、町で収納確認が取れるまで約2週間程度かかります。その中で、納めたのに督促状が届いたなどの窓口や電話等での苦情対応、なかなか納得していただけないケースが多々ございまして、そちらに対する業務負担が毎年増加しております。

その中で、今後も国の推奨するDXデジタル技術を社会に浸透させる施策によりまして、スマホ納税などの現金を取り扱わないキャッシュレス納付など納付方法の多様化が主流になっていくものと税務課としては考えております。

以上のことから事務負担の軽減と納税者の利便性の向上のため令和6年4月1日から、城里町税条例ほか関係条例、計13条例における督促手数料を廃止するものでございます。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） 11番 関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） 今年の10月から、事業者インボイス制度ができましたけども、高齢者の事業者は、デジタル化になるのはいいかもしれないけども、納税の仕方が分からない。

今回も、これ、滞納の100円、QRコードでやる。そうすると、滞納した人には、これから、何ら通知は行かないと、そのまま放置ということではないのでしょうか。

○議長（阿久津則男君） 税務課長佐藤 宰君。

○税務課長（佐藤 宰君） ご質問にお答えいたします。

督促状につきましては、地方税法の規定によりまして、これは必ず発送しなければならないということになっておりますので、督促状は今までどおり継続いたします。

○議長（阿久津則男君） 11番 関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） 督促状は出さなければならないという規定の中で、事務経費もかかる。結局、税金支払ってからまた督促状が来て云々という、これ、苦情も私も知っていますよ。

やはり、この税金の滞納って、累計で何億円でしょう、今あるのは。これ、100円も取りません。もうこれ、茨城県全部、全部というか、26市町村でやっているから、この町もそうするんだと、QRコードでやるんだと、高齢者はQRコードなんか使えないよ。

これは来年4月からというんじゃなくて、徐々に通達するような感じで、1年間ぐらい

置いて、来年、再来年からやるとか、そういう方法、急に変換したら町民ついていけません。

以上でいいです。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 今の課長のほうからお話があった内容なんですけども、結局、納付書を出します。でも期限までに納めてくれない。

そうすると今度は督促を出しますよね、決められた期間内に、督促を出します。

そのとき、今は督促の手数料として100円が入っていくと。でも、それは、銀行ではその手数料の部分は預かってくれませんかよということなんだよね。だからそれをなくしましょうと。

ただ、今、関議員さんからもデジタル化云々の話があったけど、あれ、携帯でも払えるんだよね、今ね。

そうすると、携帯で払うときは、督促の手数料は払えないと。払えるの、払えないよね。

○税務課長（佐藤 宰君） そうですね。

○6番（加藤木 直君） 払えないんだよね。それもね。

そういうことを、今後、金融機関で預かっていただけないので、再度、督促手数料の100円だけを、じゃ、また払ってよと出すと、100円以上の手数料がかかってしまうということなので、それだったらもうそれをなくしましょうということで、各市町村、県内でも20幾つの市町村がもうやめてきていると、これは国なんかもそういう方向性についているということで認識してよろしいですか。そう。

○議長（阿久津則男君） 税務課長佐藤 宰君。

○税務課長（佐藤 宰君） ご質問にお答えいたします。

国、特に、国税庁などは、もちろん現金を取り扱わないダイレクト納付という、通常やっている口座振替ですね、それ以外でも、携帯アプリを使ったものとか、インターネットバンキングなどを使った納税方法を推奨しておりまして、それは国の流れとしてはもうだんだん各市町村に取組を進めるように、進めているところでございます。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） はい、分かりました。

関議員さんからもお話があったように、高齢者はなかなかそういう部分で、携帯で云々とか、デジタル的な部分では追いついていけないよということなので、いろんな税の徴収に当たっても、今後ますます高齢者が増えてくるので、高齢者が納めやすいような形というのも、城里バージョンの中で、いろいろ考えていただくのもいいのかなというふうには思うんですけれども、分かりました。よろしく願います。ありがとうございます。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） やはり皆さんと同じなんですけれども、町民はQRコードを利用した納付書の取扱いというものをどれだけの人が利用できるんだろうかと、そういうことを考えたときに、町民は俺ら分かんねえって言ってそのまんまになっちゃうということもあるし、そのQRコードを利用した内容というのを町民にどのようにお伝えしていったら、分かりやすくできるのかなとか、何かその対策とか取るべきなんではないだろうかとと思うんですが、国でこう決まったからこういうふうにしますって言って、そのまんま出したんでは町民は納得いけないと思うんです。

ですので、その辺のところをどういうふうに分かりやすく周知をしていくのかということが非常に重要な点だと思うんです。

そこんところをどのように考えていますか。

○議長（阿久津則男君） 税務課長佐藤 宰君。

○税務課長（佐藤 宰君） ご質問にお答えいたします。

納付方法につきましては、今回ご説明申し上げましたQRコードを使った納付というのが、新たに追加されたということでございまして、今までどおりの、例えばコンビニとかで納付書にあるバーコードを読み取って支払っていただくことは、当然今までどおりでございまして。

町民の方への周知ということでございますが、記憶で言えば、今年度の7月頃だったと思いますが、町の広報紙にQRコードの導入の件について掲載してございます。ただ、さらに理解していただくために、分かりやすいQRコードの使い方につきまして、何かしら、資料を、例えば窓口とかに置くなどしてご理解いただけるようにできないかというのは今後検討させていただきたいと思っております。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 確かに、町の広報でお伝えしてもらおうというのは、一番いい方法だと思っています。

しかし、今、自治会に入らない、広報紙が直接届かない、そういう方がたくさんいるんじゃないかと思うんです。どのくらいの割合で町民に届いてますか、広報紙。

そこのところちょっと、もっと考えていくべきなんじゃないかなと思うんですけれども、町民への周知、広報、それから、携帯などでも知らせていくとかいうようなこと、いろいろあるんだと思うんですけれども、ちょっと、あまりにも一方的に伝えています、伝えていますということで、受け取り側では、町民は分かりません、分かりませんというすれ違いが出てくるような気がするんです。

やっぱりそこら辺のところを、丁寧に、一つ一つ講習を開いてでもこんなふうにしていきたいとか、そういうことを考えると、何か対策があってもいいのかなっていうのを、町独自で、必要だと思うんですけれども、今回は督促手数料ということなので、私は手数

料は必要ないと思っていますけれども、ちょっとどういう形でその納め方を進めていくのか、どのように考えているか、広報だけなのか、お答えください。

○議長（阿久津則男君） 税務課長佐藤 宰君。

○税務課長（佐藤 宰君） ただいまの藤咲議員さんのご意見等踏まえまして、税務課含め内部で協議いたしまして、対応のほうを考えたいと思います。

○議長（阿久津則男君） よろしいですか。

○8番（藤咲芙美子君） はい。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第70号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

農業政策課長興野隆喜君。

○農業政策課長（興野隆喜君） 議案第70号 城里町営土地改良事業の施行についてであります。令和7年度から国営那珂川沿岸農業水利事業所で造成した基幹水利施設の土地改良事業を施行したいので、土地改良法第96条の2第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

以上をご審議よろしくお願いたします。

○議長（阿久津則男君） これより、議案第70号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） これは水道の広域化と同じような形で考えていっていいんでしょうか。

農業水利事業が造成した基幹水利設置の土地改良ということなんですけれども、何か、もう少しこれ、よく分からないんですよ。もっとかみ砕いた説明をお願いできませんか。

○議長（阿久津則男君） 農業政策課長興野隆喜君。

○農業政策課長（興野隆喜君） ご質問にお答えしたいと思います。

今現在資料が掲示されていると思われませんが、先ほどご説明した小場江揚水の頭首工、下江戸揚水機場、渡里揚水機場、大杉山機場につきましては、水田で農業水利を受益者負担で行っていたところでした。

1つの那珂川揚水機場、これは国営事業で、かん水なんかもしましたが、やっと令和8年度で完成見込みということで、令和8年度をもって撤退するよということになりまして、公共性が非常にこの5つの頭首工と機場は、公共性が高いということで先ほども説明したとおり、水戸市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、関係市町村で負担しながらやっというところ、先ほどの国・県30%、町が20、受益者負担が20で運営していこうというところで決まったものでございます。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） そういうところで、広域で負担していくということなんですけれども、ではこれまでの水利というか、今までやっていた金額と、これからこれを受けたときの金額というのは、受益者の自己負担とかそういうものはどのように変化されますか。

○議長（阿久津則男君） 農業政策課長興野隆喜君。

○農業政策課長（興野隆喜君） 今まで100%で受益者が払っていた分に関しましてはそのとおり、20%の負担ということでかなり低減されるのかなと思います。

これから始まります那珂川揚水機場につきましては、まだ金額の試算がされておられません。概算の金額は一応試算はされているので、城里町分の負担としてはまだこれ概算ということでお聞き流していただきたいのですが、約400万円前後になるのかなという感じで試算の負担割合は出ております。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 町として400万円ということであれば、個人に係る負担とかというのはどのようなんでしょうか、お聞きします。個人にはかからないんですか。町だけなんですか。

○議長（阿久津則男君） 農業政策課長興野隆喜君。

○農業政策課長（興野隆喜君） そのうちの20%が個人負担、組合、土地改良区の負担となると、全体の金額の今の数字ですけれども、20%は個人負担をお願いしますよということで、これから、皆さんの、受益の皆さんの同意をいただいていく作業が始まるのかなというところでございます。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第71号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 議案第71号 損害賠償額の決定及び和解についてであります。令和5年7月13日に発生した交通事故による損害賠償額を決定し和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容についてですが、1、事故発生日時、令和5年7月13日午後10時頃、2、事故発生場所、城里町大字下青山地内町道2020号線、相手方、水戸市在住。

和解条項についてですが、過失割合、町70%、相手方30%、損害賠償金額25万円、示談成立後については本件に関し一切異議申立て請求を行わないものです。

事故の原因といたしましては、相手方が自家用車で町道2020号線を走行していたところ、

降雨による冠水箇所水没し、エンジンを故障した物損事故です。

なお、上記時間においてですが、1時間に52ミリの急激な大雨により、当時視界不良であったとともに、道路排水施設の処理能力を超え、道路冠水が発生した状況であったものです。

以上ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（阿久津則男君） これより議案第71号に対するご質問をお受けいたします。

6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） この事故なんですけども、これ、自家用車というのは軽トラか何かなのかな。

それで、降雨による冠水箇所水没したということなんですけども、運転手の方はこれ死んじゃったとかなんかあるんですか、これ。水没なので。

水没というと、姿が見えなくなっておりますよね、当然。

25万円の損害賠償金額ということなんですけども、水没で25万円ではとてもじゃないが、かぶっちゃっては、もっともったかかるとでしょう。これどういう状況なのか、ちょっと課長お聞かせください。

○議長（阿久津則男君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 保険の部分がありまして水没という表記をしておりますが、2トンダンプトラックでございまして、エンジンまで冠水している状況でございます。賠償額のほうですが、保険の考え方で、相手方とお話をしているんですが、購入年度、製造年度も古い部分でございまして、残価設定と今回の物件については事業をちょっと、している相手方でございますので、一部、営業部分の損害額も中に含まれております。その中で、過失割合の中で話をした中の金額が25万円ということでございます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 自家用車で水没したということになると、死んじゃったのかなんて、運転手大丈夫なのかなと思ったんですけども、2トン車ということで、2トンの自家用車ということで、エンジンまで、屋根まではいってないでしょうから。

分かりました。ありがとうございます。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） こういう場所はほかにあるんだと思うんですけども、町で把握している場所は何か所ぐらいありますか。把握した場所はどうかだったんでしょうか。

○議長（阿久津則男君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） この事故発生した日について、冠水していたというのを確認できたのはこの箇所だけでございます。集中豪雨的な雨ですので、町全般的に、全体

的に降っているものではなくて、局部的に強い雨が降っていたものと思われま

以上です。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） そういう場当たりの考え方ってやめてほしいんですよ。

なぜかという、冠水予測される場所ってどこかに必ずあるはずなんですよ。

そういうところを冠水したから損害賠償取られました。25万円です。町では70%も出しましたというような、そういうような場当たりのことじゃなくて、ここに回答されていますけれども、道路パトロールにより状況を把握しましてということなんです、その場で状況を把握していたんでは、冠水というものに対しては間に合わなくなっちゃうんじゃないかと思うんです。

だから、およそこういうところは危険だなというようなことを予測して、それで、雨が降ったときにはこのところどうかなってというようなそういう方向性を持っていかなければ、いつまでたってもいたちごっこになってしまうんじゃないかなと思うんですけれども、どのように考えてますか。

○議長（阿久津則男君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） ご質問にお答えします。

先ほど説明が不足しておりましたが町内豪雨時については都市建設課のほうで、町内一円のパトロールは実施しているところでございます。また、過去の令和元年の台風の際もそうですが、大雨が降った際に道路を通行止めするという場所はほかにも何か所かございまして、そこについては、令和1年のときにも道路の通行制限はしております。

今回の箇所においてですが、先ほど申したとおり、ちょっと集中的に降っている箇所というのが偏っていたものがございまして、今回、冠水となっております。これについては、今後パトロールの強化をもうちょっとするとともに対応といたしまして、排水施設の流下阻害の対応と、また冠水される場所については、ここは既に設置しておりますが、今後、冠水注意の看板の常時設置を現在計画して、ところどころ実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君、3回でまとめてください。

○8番（藤咲芙美子君） はい、すみません。

注意の看板を建てるという計画をしているということなんですけれども、あまりにひどいところというのは、住民との連携というものも必要んじゃないかと思うんですよ。

だから、この近辺で水没しやすいようなところがあるとかいうようなところがあれば、住民から提案してもらって、住民とつながった計画というか、そういうのをやっていったほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、住民との連携というのは考えていますか。

○議長（阿久津則男君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 全体的な町としての防災という面もございますので、今後検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

4番飯村 栄君。

○4番（飯村 栄君） 次の72号でも説明があると思えますけれども、町で1年間に道路瑕疵で損害賠償をしなければならないというのは大体何件くらいあるのでしょうか。

○議長（阿久津則男君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 平均値、概算でございますが、平均値によりますが、年間3件前後だと思えます。

多い時で5件ほどあった時もございますが、その辺の数字でございます。

○議長（阿久津則男君） 4番飯村 栄君。

○4番（飯村 栄君） あとちょっと不勉強で申し訳ないんですけども、町は道路状況とかを見てもらうというので、郵便局員の方と提携か何かして知らせてもらうというのはやってないのでしょうか、今。

どこかの市町村ではそういうのをやってるとか、城里でもそんなことをやってたような気もするんですけども、ちょっと不勉強で申し訳ないんですけども。

○議長（阿久津則男君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） ちょっと確認できませんが、今のところそういう部分はございません。

○4番（飯村 栄君） はい、分かりました。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

1番高橋裕子君。

○1番（高橋裕子君） 先ほど、これから看板を設置するような話をされてたと思うんですけど、今回のケースも、例えば、看板があれば払わなくてよかった。看板があれば、自分が注意すればいいだけなのでっていうところなのか、ちょっと気になったのでお願いします。

○議長（阿久津則男君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） ご質問にお答えします。

今回の案件についてですが、町のほうで冠水注意の表示がないということで、過失割合のほうが来ております。

状況とか、そういうものによって一概には言えないと思えますが、冠水注意の注意喚起をしていれば過失割合について、いま少し低減されるものと、保険等、民事のこともございますので、ゼロっていう部分については、なかなか通常のやりとりの中では難しい部分も出てくるのではないかと思っております。ただ、低減はされていくものでございます。

以上です。

○1番（高橋裕子君） ありがとうございます。

○議長（阿久津則男君） いいですか。

ほかにございませんか。

2番金長秀範君。

○2番（金長秀範君） この件ではないんですけど、錫高野で集中豪雨がやっぱりありまして、町道阿波山徳蔵線、今バイパス造っている下のところ、正式にあそこ何て、場所の名前が出てこないんですけど、その下のところが何回もやっぱり冠水がずっとあったという要望を受けてまして、もちろん都市建設課さんとか相談させてもらったりしてたんですけど、結果的にうちの区長さんが側溝のところにとまっていて、それをきちっと重機入れて取り除いたら、結局防げることになったんです、その後。

やはり、その藤咲さんがおっしゃっていたように、住民との連携って大事ななと思うんです。やっぱり都市建設課さんだけが回ってやるっていうのはやっぱり限界があると思いますし、ですので、住民と普段からこういうことがあったっていう情報を共有して、そして、地区でも対策できるものはやっぱりやっていく。それでもできないことは町にお願いしていくとか、県道だったら県にお願いしていくっていう、やはり、そういうふうに、1か所でも、1回でもそういうことが起きた場所とか、そういう可能性があるところは注意喚起もそうなんですけど、やはり、住民との連携っていうものをもっとしていただくようになると、結果的には災害を防げることになるんじゃないかなって思いましたので、よろしく願いいたします。

以上です。

答弁は要らない。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第72号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

都市建設課長 大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 議案第72号 損害賠償額の決定及び和解についてであります。令和5年7月28日に発生した交通事故による損害賠償額を決定し和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細についてですが、事故発生日時、令和5年7月28日午前8時30分頃、発生場所については、大字塩子地内町道14号線、相手方についてですが、東京都杉並区上井草2丁目41の15、名称、公喜工業株式会社代表取締役赤堀公一、和解条項についてですが、過失割合、町100%、損害賠償金額49万9,741円、示談成立後については、本件に関し一切異議申立て

請求を行わないものです。

発生原因ですが、相手方社員が会社所有車で町道14号線を走行していたところ、町道の横断側溝にあるグレーチング上を走行した際、当該グレーチングが跳ね上がり車両下部に接触しトランスミッション等を損傷させた物損事故でございます。

説明は、以上でございます。

○議長（阿久津則男君） これより、議案第72号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 何でこのようなことが起きるのでしょうか。よく分かりません。

何か、このグレーチングというのは側溝にかける鉄製の蓋なんですよ。これがずれるというようなことはあるんですけども、これが、車のタイヤが乗ったと同時にグレーチングが跳ね上がったというその状況が、何でこういうことが起きるんだろうということがよく分からないんですけども、何でなんでしょう。よく分かりません。

○議長（阿久津則男君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） ご質問にお答えします。

今のご質問にあった中で、なぜなったのかという部分でございますが、当該町道のほうですが、センターラインのない狭い町道なんです、そこに通常のグレーチングがついた道路横断溝が入っておりました。

現地のほうでございますが、グレーチングが、通常U字溝の上に同じサイズでグレーチング乗っておりますが、それがちょっと横方向に動いていた中で、そこを車両のタイヤで踏み上げて、てこの原理になると思うんですけども、重みで跳ね上がった部分が車の下部のほうに接触して破損したものでございます。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） グレーチングというのは、U字溝の間にきちんと入っているのがグレーチングですよ。それが何でそんなふうに、私ね、自分の周り見ていると、そういうことが何で起きるんだろうということがちょっとよく理解できないんですよ。

だから、別の大型トラックがそういうようなところをたまたま走って、それでそれが跳ね上がったということはそういうことなのかなということなんですけれども、それが何で、こういう、跳ね上がってトランスミッションまで損傷させるような事故になっちゃうんだろうというのが、理解できない。どういうグレーチングだったのか、それがちょっとよく分からないんですけども、かなり変形してたんですか。

○議長（阿久津則男君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） ご質問にお答えします。

当該横断箇所については施工年度も古いグレーチングでありまして、最近施工しているものについては、盗難防止及び跳ね上がり防止のため固定金具がついているんですが、当

該物件についてはU字溝の上に乘せるのみのグレーチングです。

また、破損についてですが、グレーチングは耐荷重が25トンでつくられている強固なものでございますので、角度的に悪ければ車両については破損するのはやむを得ないのかなと思っております。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） こういうところをやっぱり、常に住民との連携、それから、自分たちも、町でもきちんと把握していくということがしなければ、はい、劣化しました、はい、損傷しました、はい、損害賠償金49万円ですって、毎回、毎回同じようなことをやっていくような形になっちゃうんだと思うんですね。

やっぱり、常にどういうところにどんなことがあるのか、常に見ていくということって必要なんじゃないかと思うんですけれども、本当に、今までも起きた事故、交通事故というか、道路の状況が悪かったとか、陥没してたとか、そういうようなことがいろいろあります。

そういうところを常にやっぱり確認していくというのは、町でもやるべきんじゃないかなと、それができないんだったら、やっぱり、住民に何かあったときには教えてくださいみたいな、そういう周知の仕方とか、そういうような方向で、やっぱり住民参加の町をよくしていこうというような、そういう方向を考えていったほうがいいんじゃないかなって思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（阿久津則男君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） ご質問にお答えします。

都市建設課としても、常日ごろ、パトロール等は実施しているところですが、ただいまのご意見、金長議員からもありましたが、今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 今の関連でお願いしたいんですけど、町の職員が、この事故になろうとするやつをちゃんと聞かないというのが、私は町民から言われているんですよ。

まずは、全然土砂がたまっても、それは撤去しないとか、あとは教育委員会にお願いしたんですけど、教育委員会でグラウンドのグレーチング、それが壊れているって公民館のほうに言ったら、逆に町民が怒られたんだって、そういうのを直してやれないんだって、後で教えてるから、ちゃんとそういうことがないように、町民が言ってくれたら親切に受け止めて、それを町のほうに連絡するような体制を取ってください。

以上。

○議長（阿久津則男君） 答弁は要らないですか。

○14番（小坏 孝君） はい、いいです。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

4番飯村 栄君。

○4番（飯村 栄君） 都市建設課長にお伺いします。

私、長年、石塚7区の区長をやってまして、散歩の途中とか、排水口のふたの隙間に木の部分があって、それが壊れているときは町のほうに何件か、直してほしいとか、そういう要望をした経緯もありますけれども、区長とか町民の方から、そういう要望というのは大体年間何件くらいあるんでしょうか。

○議長（阿久津則男君） 都市建設課長大津好男君、資料持っていますか。

○都市建設課長（大津好男君） ちょっと資料ないんですけども、概算でよろしいでしょうか。

○4番（飯村 栄君） はい。

○都市建設課長（大津好男君） 令和5年度の途中経過で、大体230件程度あります。要望書として上がってくるものについては。

それ以外に緊急な件については、電話通報であったものについては、また別途対応しております。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） 4番飯村 栄君。

○4番（飯村 栄君） そうしますとそういう要望があった場合は、一応確認するということがよろしいですか。

○議長（阿久津則男君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 基本的にお話、要望があった件については、都市建設課の維持グループ、改良グループのほうで現地確認は実施しております。

以上です。

○4番（飯村 栄君） ありがとうございます。

○議長（阿久津則男君） 時間もなようですので、議案に対する質問をお願いいたします。よろしくどうぞお願いします。

ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に議案第73号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 議案第73号 令和5年度城里町一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

1ページをご覧願います。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,362万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ108億1,285万8,000円とするものです。

第2条債務負担行為の補正であります。

2ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入16款国庫支出金、1項国庫負担金であります。既定額に1,226万5,000円を追加するもので、自立支援給付費負担金の増によるものです。2項国庫補助金であります。既定額に42万2,000円を追加するもので、社会保障・税番号制度システム整備補助金の増、道路メンテナンス事業補助金の減によるものです。

17款県支出金、1項県負担金であります。既定額に590万4,000円を追加するもので、自立支援給付費負担金県負担分の増によるものです。2項県補助金であります。既定額に947万6,000円を追加するもので、過疎地域持続発展支援交付金、医療福祉費医療費補助金の増によるものです。

18款財産収入、2項財産売払収入であります。既定額に8万3,000円を追加するもので、物品の売払収入の増によるものです。

20款繰入金、2項基金繰入金であります。既定額に4,547万円を追加するもので、財政調整基金繰入金の増によるものです。

続きまして、3ページ、歳出であります。

2款総務費、1項総務管理費であります。既定額に762万5,000円を追加するもので、主なものは退職手当組合特別負担金、減債基金、積立金等の増によるものです。2項徴税費であります。既定額に11万円を追加するもので、租税債権管理機構負担金の増によるものです。3項戸籍住民基本台帳費であります。既定額に567万円を追加するもので、住民記録戸籍システム改修委託の増によるものです。

3款民生費、1項社会福祉費であります。既定額に3,446万7,000円を追加するもので、主なものは自立支援給付費医療費現物分等の増によるものです。2項児童福祉費であります。既定額に2,950万1,000円を追加するもので、主なものは旧常北幼稚園解体工事費、放課後児童健全育成事業委託等の増によるものです。

4款衛生費、1項保健衛生費であります。既定額に223万4,000円を追加するもので、主なものは国民健康保険特別会計繰出金、七会保健センター修繕費及び改修工事費等の増によるものです。2項清掃費であります。既定額から21万6,000円を減額するもので、主なものはごみ処理券印刷費の増、衛生センター光熱水費の減によるものです。

5款農林水産業費、1項農業費であります。既定額から166万3,000円を減額するもので、主なものは法人参入型農業団地形成モデル事業委託費の増、下水道事業会計補助金の減によるものです。

6款商工費、1項商工費であります。既定額に961万3,000円を追加するもので、主な

ものは健康増進施設指定管理料、旧山びこの郷用地購入費等の増によるものです。

7 款土木費、2 項道路橋梁費であります。既定額に419万4,000円を追加するもので、主なものは通学路対策事業委託費、道路用地購入費等の増によるものです。4 項都市計画費であります。既定額から115万8,000円を減額するもので、主なものは下水道事業会計補助金の減によるものです。5 項住宅費であります。既定額から82万2,000円を減額するもので、主なものは町営住宅テレビ共聴設備改修委託費の減によるものです。

9 款教育費、2 項小学校費であります。既定額に313万2,000円を追加するもので、主なものは光熱費の減、教材用備品購入費等の増によるものです。3 項中学校費であります。既定額から261万5,000円を減額するもので、主なものは光熱水費の減によるものです。4 項社会教育費であります。既定額から1,495万5,000円を減額するもので、主なものは工事請負費、人件費、光熱水費の減によるものです。5 項保健体育費であります。既定額から149万7,000円を減額するもので、主なものは光熱水費の減によるものです。

4 ページをご覧ください。

第2表、債務負担行為補正であります。

債務を負担することができる事項を、期間及び限度額を見込んで4 ページにお示しするものです。

以上が議案第73号 令和5年度城里町一般会計補正予算（第5号）につきましての説明になりますが、詳細につきましては5 ページから18ページの事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいと存じます。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより、議案第73号に対するご質問をお受けいたします。

8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） 質疑が3回しかできないので、ちょっとまとめます。

債務負担行為が庁内ネットワーク機器の更改及び賃貸借リース、これがほかは大体6年度までなんですけれども、なんで11年度までの6年間を債務負担行為にしたのかということと、それから、町立の桂、七会小学校スクールバス、8年度まで、それから、小学校の支援システム、これも10年度まで5年間、それから、システムライセンス購入などを3年間の債務負担行為にしています。

債務負担行為について、何で1年間では駄目なのかを、ちょっともう一度お聞きいたします。それから、これ一つ一つ聞いていったら間に合わないから、あと、補正の説明、主要事業の概要、補正予算の概要を聞いていってもよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

2 番の健康増進施設指定管理料、これがちょっとよく分かりません。何でこういう指定管理料は5,800万円で決まっているのに、何でまた追加なのか説明をお願いいたします。

それから、あとは、取りあえずそれだけ、13番の放課後児童育成、おひさまクラブの指導員1名の人件費追加なんですけれども、人件費、これを何で1名追加なのかをちょっと

もう一度説明をお願いいたします。

それくらいかな。またちょっと気がつきましたら、2回目でもう一度質疑させていただきます。それだけお願いします。

○議長（阿久津則男君） 4つでしたか、4つ。

○8番（藤咲芙美子君） 3つかな。

○議長（阿久津則男君） 3つ。どこですか。

債務負担行為。

○8番（藤咲芙美子君） はい、債務負担行為、これは多分各課に関わってくると思うんで、債務負担行為が1年間ではなく、3年、5年、6年となぜなっているのか、そこら辺のところ、ちょっと簡単に説明いただければいいと思います。

○議長（阿久津則男君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 議員ご質問の庁内ネットワーク機器更改及び賃貸借のリースということで、なぜ令和5年から令和11年と長いんだというお話でございます。

今現在、役場の事務機器とネットワークを5年間という長期継続契約の中で運用してございます。その関係もございまして、令和5年度に、年明け早々にでも契約をさせていただきまして、実際その機器を使えるようになるまでに約1年近くかかるんです。今まで同様のシステムに構築する期間が。

ですから、令和6年の12月開始を予定してございまして、そこから5年間ということでこのような形で令和5年から令和11年と、6年間という長期間で債務負担をお願いしたいという内容でございます。

よろしいでしょうか。

○議長（阿久津則男君） 教育委員会事務局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 城里町立常北、桂、七会小学校スクールバス運行業務についてお答えいたします。

複数年契約にすることにより、事業者がサービスの品質向上や車両の維持管理に取り組むことが期待されます。

また、安定したサービスの提供が行われることにより、児童の安全な通学環境の確保をするために、債務負担により4年間の債務負担を計上させていただいております。

続きまして、城里町立小・中学校校務支援システム賃貸借でございますけれども、本システムは長期に使用することを想定しております。近隣市町村の状況を見ましても、5年契約が多い状況でございます。なお、1年契約では、単年度の支的的には単価が高くなりますので、債務負担行為により賃貸借の債務負担を取らせていただきたいと思います。と思っております。

続きまして、G I G Aスクール端末コンテンツフィルタリングシステムライセンス購入でございます。毎年4月1日から3月31日の期間、G I G Aスクール端末のフィルタリン

グを設定する必要がございます。ライセンス購入につきましては、金額に変動がないため、毎年の債務負担行為を設定しておりませんでした。今年度から複数年として事務の効率化を図りたいと思ひまして今回計上させていただきます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 続きまして、主要事務事業の中で、健康増進施設指定管理料の800万円というご質問でございます。

これにつきましては、前回の9月の議会で報告させていただきました健康増進施設ホールの湯入湯税の過年度分の支払いを行ったというところで、施設等の維持管理運営に要する費用が不足を生じているという事態になっておりますことから、指定管理料の増額補正を行うものでございます。

上期の経営状況等を見ますと開発公社の11月に理事会がございまして、その中の報告の内容ですと、入場者は前年比で900人ほど増えているという状況になってございますが、国からの助成金、また、今、申し上げました入湯税の過年度分の支払い895万1,700円、あわせまして、燃料費の高騰等が原因で全体的には収入がマイナスとなっているところでございます。

開発公社の中の同施設ふれあいの里でございますけれども、これにつきましても、運営状況としては、予約はかなり入っておったんですけれども、5月の連休、また、夏の猛暑等の影響も受けまして、雨天や猛暑等による団体利用のキャンセルがかなり多くございまして、経常収益で前年比の600万円の減というような状況になってございます。原因としては、予約キャンセル料を徴していないということでございますので、安易に予約者が天候によってキャンセルが行われるというような状況でございまして、これにつきましては喫緊の課題としているところでございます。

そういうことでもございまして、800万円の根拠になりますが、平成30年の8月から令和5年7月分までの入湯税の未納税額713万6,400円、それと延滞金110万5,300円、それと過少申告の加算金ということで71万円、合計いたしまして895万1,700円になってございます。そのうち、過少申告加算金の71万円を除いた824万1,700円に対しまして、800万円を増額するというところでお願いするものでございます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 福祉こども課長飯村正則君。

○福祉こども課長（飯村正則君） 放課後児童クラブの件費の増の理由ということでご質問いただきました。

現在、おひさま学童クラブの登録児童数は30名となっております、公設民営の児童クラブとしては、石塚開放学級の28名を抜き最大規模となっているところでございます。

石塚開放学級ですが児童28名に対しまして指導員は4名で運営されているところでござ

います。一方で、おひさま学童クラブは利用人数を当初少なく見積もっておりまして、指導員は3名でしか予算は計上しておりませんでした。しかし、実際に新年度が始まってみますとおひさま学童クラブの利用者が思ったより多くなってしまい、児童の安全確保の観点から、石塚開放同様に4人の指導者で対応しているところでございます。

その結果、当初見ていた3人分に対して、実際に運営している4人分でございますので、1名分の人件費が不足している状況でございますので、今回その1名分を増額させていただいた次第でございます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 丁寧に説明を再度いただきました。ありがとうございました。

ネットワーク6年、なぜ事務機器というか、5年間の長期契約というようなことをお聞きいたしました。

ただこれは、何で長期契約なのかなと、1年では何でいけない、何かがあるのかなということがまずそれが1つです。

それからホールの指定管理、これって入湯税は開発公社から出すって言ったんじゃないかなったでしょうか。理事会は開きもしないで開発公社から出して、入湯税のものを、税金から、またもう一度指定管理料が減ったからと言って出せるものなのか。そこら辺のところが納得いきませんが、もう一度説明ください。

それから、今の石塚開放学級なんですけど、これは条例とか、規約とか、そういうのってというのは、どのようになってますか。増えたから増やします、減ったから減らしますっていうようなことで、石塚開放学級の指導員は、それは3名から4名に増員したんだと思うんですけども、人数は減っているんじゃないんですかね。それでおひさま学童のほうに多くなったからということで、おひさまのほうを増やしたと、指導員を増やしたというようなことを言われました。

しかし、これは本当にそんなに簡単に、増えたから減ったからということで、簡単に動かせるものなのか。それでそれと、この金額、学童の指導員さんにどういう形で支払いをしているのか、ここら辺がちょっと不透明なので少し詳しく説明をしていただきたいなところなんです。

以上です。

○議長（阿久津則男君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） まず、繰り返しになりますが、ネットワークのお話をさせていただきます。

先ほど私の説明もちょっと手短に行ってしまうして申し訳ございませんでした。ゆっくり申し上げますと、今回のネットワークの整備でございますけれども、ネットワーク情報ですとか、業務用のデータを管理するサーバー機器の更新を行うものでございます。長

期間にわたって安定したシステムを維持するためには、機器の耐用年数を目安に更新を行い、継続運用をすることとしてございます。

改築に当たっては、町の利用状況に合わせて機器の構築を行うものでございまして、調査や作業に時間を要するため、毎年新規に機器を購入して交換することは現実的には難しいものでございます。また、構築に伴う導入経費が発生いたしますので、単年で行うとその分の経費が増える可能性が大変大きくございます。

また、業務を運用する職員側にとってでございますけれども、運用においても、メーカーや機器が毎年変わるということは、操作性や管理方法の観点からも変更が生じてくることから、業務上維持管理が難しくなってくるものでございます。

そのため、複数年度にわたる長期契約を行うことで安定的な運用ができるというようなことで、長期継続契約の中で5年間使用するというところでございます。

簡単に言えば、携帯電話に例えますと、NTTの機械から来年、ソフトバンク、またその次、auというような形で毎年毎年変えていったので、使う方としても、ちょっと戸惑いが生じるというようなことで、耐用年数が5年と、あたりを目安にしろというようなことがございますので、そういうことで今までも更新してきましたし、これからも更新していきたいという考えでございます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 続けて、入湯税言える。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 入湯税につきましては、これも要約すれば800万円、入湯税をホロルのほうで支出したという中で、先ほど申し上げましたけれども、経常収益が今、マイナスにあるという中で、維持管理運営費に不足を生じる状況となっておりますので、入湯税895万1,700円を開発公社で支払ったわけでございますけれども、そのうちの800万円を町のほうから指定管理料として補正するというところでございますのでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（阿久津則男君） 福祉こども課長飯村正則君。

○福祉こども課長（飯村正則君） それではご質問にお答えしたいと思います。

まず委託料の契約の件でございますが、最終的には毎年、過大、過少分は精算する契約となっております。

ですので、最終的に余りが生じれば、当然その分は返還していただくことになりまして、逆に不足が生じた場合には変更契約の上、お支払いをすることになってございます。

また、おひさまの支出、会計、ちょっと不明な点が多いんじゃないかというようなご指摘でございました。こちらにつきましては、令和3年度にも実は議会、総務民生委員会のほうからご指摘を受けてございます。そういったことを受けまして、石塚開放学級とおひさま学童クラブに関しましては、金銭管理について税理士のチェックを受けるということで、今現在、税理士を入れて対応に当たっているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） ちょっと絞ります。

ホロルの入湯税なんですけど、この入湯税の説明があったときに、開発公社で支払いますということでおっしゃっていました。

だから、私たちは一般会計には大きな問題はないんだろうと、開発公社で責任を取ってやるんだろうなというようなことを感じておりました。

ところが、今日、今回、このように一般会計補正予算で出されているんですけど、入湯税は開発公社で出すので、こちらの手違いというか、役員の、職員の影響なんで、というようなことでやられたんだと思うんですけども、それっていうのは、指定管理と入湯税の問題は全然違うんじゃないんですか。かけるところが。おかしいと思いますよ、これ。

入湯税は入湯税の問題で、指定管理には関係ないと思うんです。指定管理料は5,800万円、もともとは4,000万円なのに1,800万円、グリーンツーリズムと称して追加したんですよ。ところが1年で、グリーンツーリズムは中止して、長期の1億8,000万円も1億2,000万円ですか、も契約しといておいて、そしてさっさとやめますということで、グリーンツーリズムやめたわけです。

そんな中で5,800万円も継続して、長期でやっているのに、何で、またこの入湯税が出たからといって、職員の問題だということでこちらで出さなければならないんですか。それっていうのは、ちょっと出しどころが違うと思うんですよね。指定管理料ではないと思うんです。これはちょっと変えるべきじゃないんですか。指定管理料は5,800万円です。それに対して800万円の追加が納得できません。

それから、石塚開放学級なんですけれども、これ、どうしても、ちょっとよく分からない。年間400万円の支払い契約が、これ400万円だと思うんですけれども、石塚開放は400万円ですか、500万円ですか、おひさまクラブは400万円なんですか。それに対して契約とか、契約上とか、条例上とか、そういうものはどのようになってますか。そこら辺のところ、しっかりしなければ、はい増えました、はいお金出します。減りました、でもそのまま、お金はそのままですっていうようなことになったんでは、やっぱりよくないと思うんです。

そのところちょっと、詳しく説明してほしいのと、何できちんと、規約上どのようになっているのかをお聞きいたします。

2点。

○議長（阿久津則男君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） ホロルの湯の補正についてですが、開発公社の補正について、もう一度答弁をさせていただきます。

これにつきましては、昨年も物価高騰と燃料の増というようなことで、1,300万円ほど

増額の補正をさせていただきました。そのようなことがあったものですから、今年は料金改定をして、運営のほうを行ってきたわけでございます。

そうした中で先ほど申し上げましたように、ふれあいの里のキャンプ場等において、予約時には満杯というようなことで、予約を受けている中でも、キャンセル料を取らないというような規定になってまして、雨天ですとか、猛暑等で、特に団体の利用者さんからのキャンセルが多くあったというようなことで、料金は上げたにもかかわらず対前年比で600万円の減というような状況となってしまいました。

それらも含めまして、今の状況では、管理運営、維持管理に要する金額に不足が生じているという事態となっておりますので、町として入湯税895万1,700円をホロルの会計から町のほうに払っていただいたわけでございますけれども、そのうち800万円を町のほうから、補填という言い方はおかしいかもしれませんが、指定管理料の補正という形で、800万円を今回計上させていただいたわけでございます。何とぞご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） 町長、理事長の答弁は。

○町長（上遠野 修君） このたび、指定管理料の追加をお願いするというので、本当に申し訳なく思っております。

ホロルの湯、ふれあいの里事業として、もっと、たくさん稼ぎ、費用を圧縮して、収支が取れていれば、このような補正をお願いすることにならなかったわけですが、それができなかったということで大変申し訳なく思っております。

来年度に当たりましては、さらに経営の改善を行って、中小企業診断士からの提言等も今取りまとめているところですが、そういった第三者、専門家の意見も聞いて経営改善を行ってまいり所存です。

本年度については、そういった経営改革が、まだ、間に合わないところもございますので、今回の補正を行っていただかないと資金繰りのために、この冬を乗り越えることができないものですから、何とぞご理解の上、お認めいただくようよろしくお願いいたします。

本当に、このような事態になり申し訳ございませんでした。

○議長（阿久津則男君） 福祉こども課長飯村正則君。

○福祉こども課長（飯村正則君） 引き続き答弁させていただきます。

まずはちょっと、細かく、ちょっと数字のほうをご説明したいと思います。

まず、石塚開放でございますが、児童数28名、指導員数が4名、当初の委託料が532万5,000円でした。今回補正をお願いするのが人件費の10月に大幅に人件費が上がっておりますので、その分の人件費差額分45万6,000円、それで合計で578万1,000円という予算額になります。

次に、おひさま学童クラブでございますが、今現在の児童数は30名でございます。それで、もともと当初予算組んでいたのが3名でしたが、今回4名に増やします。当初の委託

料でございますが、3名分の人件費といたしまして401万8,750円でございます。今回補正するのが、1名分の人件費の増及び時給の増ということでございまして179万2,250円になります。合計額といたしましては、石塚開放学級とほぼ同じ581万1,000円となっております。具体的な要綱でございますが、19名以下は2名以上の指導員が必要という要綱がございます。それ以上につきましては、補助基準は上がりますが、必ず何人以上にしなければという明確な、例えば、4人にしなければ、5人にしなければ、6人にしなければ、というような明確な基準はございませんが、町の今までの実績等を考慮して同じような、4名、同じような数字ということで判断させていただいて、今回、予算計上させていただいておるところでございます。

以上です。

○議長（阿久津則男君）　ここで午後1時まで暫時休憩をいたします。午後1時から議案第73号の質問の続きから行います。

午前11時58分休憩

---

午後 0時58分開議

○議長（阿久津則男君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第73号の質問から入ります。

質問はございますか。

〔「議長、その前に、ストーブありがとうございました。午後から頑張ります」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君）　7番猿田正純君。

○7番（猿田正純君）　先ほどの入湯税の問題なんですけれども、私と加藤木議員で9月中旬でしたっけ、一般質問をした。その時からお話をして、今日まで、今まで、どういうことをされて、どういうお話とか、そういうことを集まってやったのかというような報告が何にもないんですけれども、それでいきなり800万円出してくれっていうような話を言われても、ちょっと私たちは疑問を呈せざるを得ません。

890万円を町のほうに振り込んで以降、開発公社のほうは、どういうことをされてきたのか、丁寧にご説明をお願いしたいと思います。

○議長（阿久津則男君）　町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君）　この間、しっかりと利益を出して、費用を抑えて、指定管理料の追加となるような事態とならないよう、収支の改善に努力してきたところでございます。

ただ、何分、中小企業診断士さんと契約して経営改善の方策をやっていくわけですが、実際に中小企業診断士さんと契約できたのも10月のたしか末だったと思うんですが、ぐらいに契約して、そして、それから様々なアドバイスを受けて、収支改善の活動を始めたわけですが、何分、中小企業診断士さんが来てから今日まで1か月ぐらいしかないので

から、まだ全ての改善提案もまとまっていませんし、既に幾つかご指摘をいただいているところはあるのですが、実際にそういった経営改善の効果が出てくるのは大きくは来年度になってからになると思いますので、本年度につきましてはそういった改革が間に合わなかったということで、800万円の指定管理料の増加をお願いするところです。

契約日、10月末と言いましたが、11月1日でした。11月1日に、やっぱり、議会の議決をいただいてから、実際に診断士さんと契約する前に契約事務に1か月ぐらいどうしてもかかってしまったものですから、そういったことで収支改善が間に合わなかったということで大変申し訳なく思っております。どうぞご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（阿久津則男君） 7番猿田正純君。

○7番（猿田正純君） 今のお話では、とにかく中小企業診断士さんとやるということは前も言っていましたけれども、その前にやるべきこと、例えば、理事会とかはきちっと開いて、理事会に報告したんですか。

890万円のお金を町のほうに振り込むという前にしなきゃいけないことを、そういうのを怠って、町長はやってしまったんですよね。それを、まだ報告もしてないんですか、理事会も開かないで。

それともう1点、私が第三者委員会をつくってやるというようなことはしないのかと、日大と同じようなことにならないように、とにかくやってほしいということを話を町長にしましたけど、そういう気持ちは今でもさらさらないですか。

あと、もう1点だけ、税理士に対して今回この800万円というのは町のほうに予算を計上してきましたけれども、私は税理士にも責任を取って、税理士からも補填してもらったらどうだって、私ははっきりそのときに言いましたよ。

その辺は、話なんて、町長するって言ってましたけど、されたんですか。そのちょっと3点だけお伺いします。

○議長（阿久津則男君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 税理士に損害賠償を求めるのは、契約内容的に難しい面もあるかと思いますが、引き続き交渉してまいりたいというふうに思います。

それから理事会につきましては、11月20日2時から理事会を開いております。理事会は年2回、上期の決算の報告、それから、通期の決算のときというふうに年2回開いております。このたびも、上期の決算をまとめまして、理事会に報告し、意見交換を行ったところでございます。

○7番（猿田正純君） もう一点、第三者委員会の。

○町長（上遠野 修君） 第三者委員会ということなんですけども、まさしく中小企業診断士さんが、まさしく公平な第三者の専門家だと思っております。中小企業診断士、1人単独ではなくて、会社として何人かの診断士で経営診断を行って、経営改善案を1月末に中間報告、2月に最終報告ということで、経営改善案をまとめるというふうに伺ってお

りますので、いきなりそのとき全部ではなくて、既に幾つか指摘もいただいておりますが、最終的には、その第三者のプロの診断、提言をしっかりと執行していくことで、経営が立ち直るものと考えております。

○議長（阿久津則男君） 7番猿田正純君。3回目でまとめてください。これで終わりにします。

○7番（猿田正純君） とにかく今回の事案なんていうのはもう、全てやはり、理事長としての町長の責任ですから、職員のせいだとか、受付の人たちが、あのときは何て言ったんでしたっけ、計算ミスじゃなくて、受付のやり方を間違えたとか、そういう報告ミスだなんていう、そういう他人に、人の責任に任せるなんていうことはしないで、最後まできちっと町長としての、理事長としての仕事を果たしていただきたいと思います。

その時の理事会で報告されたときに、理事会のほうの皆さんは全員了解されたんですか。それだけちょっと最後1点お聞きします。

○議長（阿久津則男君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 理事会としては、上期の決算報告等を行いまして、理事会としては承認をいただいたというふうに考えております。

また、このような業績の不振につきましては、ご指摘のとおり、私の責任が重いものと考えておりますので、しっかりと収支改善を行うことで責任を果たしてまいりたいと考えております。

〔「理事会で、入湯税に関して、了解なんてしてないでしょうよ。入湯税に関して。何言っているの」と呼ぶ者あり〕

〔「虚偽の発言」と呼ぶ者あり〕

〔「了解したのはこの間の決算でしょうよ、今までの」と呼ぶ者あり〕

〔「決算だよ。決算じゃないでしょうよ。入湯税の話してるんでしょうよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） いろんな考え方がありますが、上期の決算の中に、上期の決算の承認をいただいております。上期の決算の中に入湯税の支払いの金額は決算書の中に含まれておりますので、そういった形で入湯税の支払いについてご理解を得たというふうに考えております。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） ただいま町長のほうから、経営診断を10月にお願いしているということなんですけど、私、もう何年か前に、町長、一般質問か何かで経営診断の話しているよね。

こういうことが起こるの、もう分かっていたから、で、あのときやっていたらもっと早

く分かったんじゃないの。10月に経営診断をお願いしたということで、様々なアドバイスを受けて現在まで来ているということなんだけど、まず様々なアドバイスってどういうことなのか教えていただきたい。

それと、当然、入湯税は800万円、延滞金も入れて900万円近く納めているんだけど、その中で純粋な入湯税の部分については、収入になっていると思うので、それは当然消費税との関連が出てくるので、この間も、いろいろお話ししたときに、消費税の返還分については今やっているということなんだけども、おおむねどのぐらいの消費税が返ってくるのかということも教えていただきたいなというふうに思います。

取りあえずこの2点お願いします。

○議長（阿久津則男君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 返還金額については、ちょっと、正確な数字はちょっと申し上げられませんが、常識的に考えると、仕入れが700万円増えれば数十万円、消費税にずれが出ますので、恐らく消費税のずれは数十万円程度ではないかというふうに推測されます。

○議長（阿久津則男君） もう1点、町長。

○町長（上遠野 修君） 経営診断の現在言われていることとしましては、今の収入でも十分黒字に持っていくことはできるので、無駄な費用がないか、あらゆる費目について、ちゃんと収入に合わせた費用支出になるように、各部門ごとに原価の確認、原価低減策を考えるようにということでアドバイスを受けております。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） ちょっと、大ざっぱ過ぎて具体的な部分がよく分からないんだけど、猿田議員も、いろいろ先ほども、前回の一般質問の中でも質問して、私も一般質問でやってますけど、これもう、開発公社は機能不全に陥ってるんじゃないかなというふうに、それを、理事長はちゃんと認識はしているんだと思うんです。町長は。してないはずがない。

そういった中で、いろいろ改善策を自分なりに練ってはいても、なかなかできない。なぜできないかというと、町長も私もそうですけども、我々は選挙で上がってきて今の立場があるわけです。町長もそう、私たちもそう。そうすると、どうしてもその目の前の一票一票が尊いものになってくるので、どうしても強いことは言えない。これは現状です。

町長、そうですよね、実際。我々もそうだと思う。ですから、前から、町長は町の町長だけで、開発公社についてはほかの人に理事長をやってもらったほうがいいですよということを、猿田君も私も、皆さん言ってますよ、そう。だけど、もう、今このような状況の中で、例えば、第三者、副町長でも、ほかの理事さんでも、誰かにお願いしますよというのは私は望んでない。最後までやってくださいよ。ちゃんと自力で運営できるまで、それを私は望みます。

しかも、質問じゃなくなっちゃって、ちょっと申し訳ないんだけど、先ほども機能不全

に陥ってるんじゃないかということ、私、言いましたけども、もう既にお金が足りなくなれば、行政のほうからもらえばいいという考え、で、今までも出してきた。何億円出したか分かんない。

これ、今、一般的に、国が、コロナのときにいろんな給付金、補助金、こういったものを行ったけども、もう既に、開発公社にしても、一般の業者にしても、もうモラルハザードに陥ってるんじゃないかというふうに私は思うんです。

どうですか、町長。もうその状況でしょう。何かあれば、足りなければもらえばいいと。そうするとどういうことが起きるかという、自分たちで努力しなくなるんです。それは、誰でもそうです。職員だって、私たちだって、だって国から給付金をもらうんだったら、どうやって国から、どういうふうに、この数字をどういうふうに変えていけば、国から少しでも、1円でも多くもらえるかって、誰だって考えるじゃないですか。

ですから、考える力、どうやればこの事業を伸ばすことができるか、もしくはこの事業がもう駄目ならば、例えば、今、介護の現場では人が少ない、非常に人員不足です。人手不足です。だったら、例えば飲食店とか、ほかの事業の中で、コロナでやっていけなければ、飲食店だって、取りあえず給付金もらえればもらえるまでってやるじゃないですか。でも、そういった手を差し伸べなければ、その人たちは生きるために、じゃ、どこで働けばいいかと、どうやって食っていけばいいかと言って、人も少ないところに流れていくんです。

そうすれば、介護の分野だって何だって、人手不足なんていうのは幾らか補える部分があるんですよ。ですから、あまりにも手を差し伸べすぎるというのは、これはもう常識的な部分、道徳的な部分で、モラルハザードだなということをいろんな専門家の方も言ってます。

特に、開発公社については、私は、職員さんに申し訳ないけども、あまりにも手を差し伸べ過ぎると、また、なくなれば役場からもらえばいいよと、しかも、うちの理事長は町長をやってるんだからいいよということになるんですよ。

そうすると考える力をそいでしまうということで、これは罪深いですよ。あそこには100人からの従業員がいるわけです。

○議長（阿久津則男君） 簡潔にお願いします。

○6番（加藤木 直君） 分かりました。どうですか。モラルハザードに陥ってないですか、町長。

○議長（阿久津則男君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

各自治体とも温泉施設を運営しておりますが、そういった各自治体の温泉施設の中で、城里町開発公社のホールの湯は、最も少ないレベルの指定管理料で頑張っているという側面もございますが、一方でおっしゃるとおり、赤字になれば幾らでも役場から補助がもら

えるということになると、経営的には甘えが出てきてしまうものというふうに私も思っております。

今回の指定管理料の追加につきましても、現場サイドから800万円じゃなくてもっと欲しいというような話もあったのですが、それはいかんということ、本当、せいぜいこれくらいまでしか議会としてご理解いただけないんじゃないかということ、現場サイドから、もっと欲しいと言われたのですが、ぐっと押さえて、この金額でお願いしたということもございます。

また、選挙を気にして、なかなか厳しいことが言えないんじゃないかというご指摘もございました。そのようなことがあるので、今年9月の議会で第三者を入れようということで、中小企業診断士の委託に関する予算をお認めいただきまして、実際に契約して、この後、提言が出てきますので、そういった提言が出てくれば、これはもう第三者の専門家からの指摘だからということで、私情を挟まず、そのとおりに経営体制を見直していくということが重要であり、そうすることで健全な経営ができるものと考えております。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

3回目ですとまとめてください。

○6番（加藤木 直君） もし、診断が出たとしても、自力で当初の指定管理料でやっていけるかという、私はかなり厳しいんじゃないかというふうに思っています。

なぜかという、今まではあまりにも、言葉悪いけど、ゆでガエルのようになってしまったと、いつ沸騰していても、もうそれも分かんなくなってくるというふうに。

ですから、少しずつでもいいから、やっぱり、町長も、理事長も、厳しいことをちゃんと行って、しかも、やって駄目な事業は撤退すると、これは恥ずかしくも、何ともない。

駄目なものは撤退すればいいんですよ、すぐに。その見極めが大事だと思うんです。

あとは、もう、再三、町長、理事長替わってくれと、替わったほうがいいよと言ってるのにも、替わってないんだから、もう最後まで、改善できるまでやってくださいよ。期待してます。

○議長（阿久津則男君） 答弁よろしいですね。

○6番（加藤木 直君） 最後に。

○議長（阿久津則男君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 厳しくも、本当に、真に、町のためになるようなご発言をいただいたというふうに思います。

私も甘えず、厳しく、今の経営の状況を捉えまして、経営に当たって経営再建を成し遂げていきたいというふうに思っております。

ホロルの湯、今でも天気の良い季節には1日1,000名以上の入場者がありますので、決してお客さんがいないわけではなくて、ちゃんと収支の取れるような経営は可能だというふうに、中小企業診断士さんからも、アドバイスはいただいておりますので、経営再建を

果たしていききたいというふうに思っております。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 13番、ちょっと聞きたいんだけど、1人増やただけで、三百何万円、追加というのはどういう意味なんだ、ちょっと、詳細に説明してください。これ、いつからの、いつの予算なんだ。

○議長（阿久津則男君） 福祉こども課長飯村正則君。

○福祉こども課長（飯村正則君） それでは、ご質問にお答えいたします。

300万円の内訳ということでご説明させていただきたいと思います。

まず、石塚開放学級、こちらが4名分の人件費の時給アップの分ですね、そこが45万6,000円となっております。

おひさま学童クラブでございます。こちらが、1名分追加と、4名分の人件費の上昇分、こちらで、179万2,250円です。

桂小学校、こちらが、2名分の人件費の上昇分、21万6,000円です。

常北小学校、こちらが、20万8,000円。

七会小学校が38万5,300円となっております。

足し上げて、合計で305万7,550円の増額補正となっております。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） これ、3つの学校があんだらば、何で、これ、詳細に1人の説明、人件費って書いてあるの、これ。これは虚偽の報告なの。1名追加分によりって。

○議長（阿久津則男君） 福祉こども課長飯村正則君。

○福祉こども課長（飯村正則君） すみません。文言が少なくて申し訳ございませんでした。

1名追加はおひさま学童クラブの1名の増でございます。それ以外の学童クラブに関しましては、今いる指導員の時給の上昇分ということでございます。

ちょっと説明が不足していて申し訳ございませんでした。

○議長（阿久津則男君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） これ、1人の説明で請求してあるのに、たかが2時間くらいの追加料金で、三百何万円、どうやって計算いくんだが、俺、納得いかないんだな。

ちゃんと説明、学校名、全部入れたらいいんじゃないの、開放学級の。

うん。こういういい加減な説明をして予算くださいなんて言ったって、これは駄目だよ、やっぱり。

以上。

○議長（阿久津則男君） 答弁よろしいですか。

ほかにございせんか。

隣りにします。

5番桜井和子君。

○5番（桜井和子君） 通し番号3番なんですけど、旧山びこの郷のテニスコートの用地を取得するというので、予算が上がってますけれども、これはこの購入した後、何にどのように使うんでしょうか。

○議長（阿久津則男君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 購入した後、道路の脇の土地なもんですから、購入した後、そこに小屋等も建っています。また、その下が、一部太陽光として利用もされてますんで、その辺のところを精査して、太陽光部分については、貸借か売買でその太陽光の業者に相談して整理するというので、今回、土地を購入して、その辺のところを整理させていただきたいということがございます。

○5番（桜井和子君） はい、分かりました。ありがとうございます。

あと8番の指定ごみ処理券の件なんですけれども、ここにごみ袋に入らない燃えるごみ、括弧して、木くずなどってあるんですけど、ちょっと恐らく、木の枝とかを剪定したそういうものをまとめたところにシールを貼って出せば持っていってくれるっていうことですよ。

ここに、「など」ってあるんですけど、この「など」に含まれるものって、そのほかにもどのようなものですか。

○議長（阿久津則男君） 町民課長加藤孝行君。

○町民課長（加藤孝行君） 今のところ想定しているのは、袋に入らないものという中で、布団とかそういう燃えるものを想定しています。

○5番（桜井和子君） そうですか。ありがとうございます。

○議長（阿久津則男君） 5番桜井和子君。

○5番（桜井和子君） 家具とかも対象になりますか。家具とか布団、布団とかは対象になるんですね。

○町民課長（加藤孝行君） はい。指定された大きさの範囲内であれば。

○5番（桜井和子君） 範囲内であれば。はい、分かりました。

本当に、だんだん環境センターまで持っていけるっていう人が、本当に年配になるとすごい大変なものですから、本当によかったなとは思っているんですけど、分かりました。

ありがとうございます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） ほかにございせんか。

6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 先ほど、小坪議員さんが質問した13番の放課後児童健全育成事

業なんですけども、おひさま学童の4月から1名増えたということで、その人件費分というのが百数十万円だと思うんだけど、これ4月から増えているということで、どうして4月から増えているのに、6月の補正、もしくは9月の補正もあったかと思うんですよね。

にもかかわらず、前借りをされていて、それを使っていたということなんだけど、必ず不足するのは目に見えているわけです。

ですから、これ、会計というか、経営は課長、父母の会が経営をしていると、公設民営ということで、その民営は父母の会ということで、理解してよろしいんですよね。

そうしますと、実際に父母の会で、毎日そこに担当者がいるわけじゃないの。

それと、父母の会が新しく1名、もし、多くするということであれば、その経営している父母の会の方が、ちゃんと会計をやっている方が担当課長に、担当課に、1名増えたので、当然これは補正をお願いしたいと、当初のこの金額では足りませんよというのが、これは当たり前の話だよ、町長ね。

それが6月の補正にも上がってきていない。9月にも上がらないで、12月にどうしようもなく、来年の1月になるともう足りなくなってしまうということで多分上げてきたんだらうというふうには思うんですけども、この放課後児童クラブは、子供たちのために、また、子供たちが安全に暮らすために、放課後、それと、親御さんが安心して仕事ができるようにということで、こういった事業があるわけです。

そうしますと、実際に、誰が事務を実際にやっているのかどうか分からないけども、そうしますと、こういったことがこれ以外のことも起きてくる。そういうふうになると、専門的に父母の会が毎日そこにいて事務的な仕事をしているわけじゃないので、いろんな落ち度が出てくると思うんです、私は。

子供たち、それから親たちが安心して預けられるためにも、これは公設公営で行ったほうが、全力で指導員さんも、預けている人たちも、そういった細かい運営の部分なんか気にしなくて済むので、これは公営でやっていったほうが、そうすると、補正にしても何でも、足りなければすぐに横のつながりですから、課長とも、担当課とも、担当者とも、連絡がつくということなので、それが仕事になりますよね。

ですから、そういうふうにしたほうがよろしいんじゃないかなというふうに思っています。

それについてのご意見をお願いします、というのが1つと、それから、もう一つは、石塚開放、おひさま、桂、常北、七会小学校の児童クラブ、この5つの児童クラブに対しての今回は補正に305万7,000円になっていますけども、学童をお願いしているのは、そのほかに、桂、みどり、常北幼稚園、ございますよね。この委託料も、もちろん人件費部分というのは変わってくると思うんだけど、この3つについては、なぜ今回上げてこないかなというふうに思うんですけど、この3園については、なぜ今回上げてこないのか、その辺のところをちょっとお伺いしたいなど、取りあ

えず2点お願いします。

○議長（阿久津則男君） 福祉こども課長飯村正則君。

○福祉こども課長（飯村正則君） まず、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、6月、9月の議会に上げるべきだというようなお話でした。実際、私どものほうで、この問題について分かったのが、8月と9月の監査のときに、関議員及び五十嵐監査委員さんのほうから、ちょっと前倒しで、ちょっとこれはおかしいんじゃないかということの指摘がございましたので、その後、調査して、具体的には当初の契約人数であったり、その後、実際には人数がもっと多くいたりという事実は、後で確認したところでございます。

本来、そういうことがあってはまずいというのは、重々承知しておりますが、現実的にはそういうことで大変申し訳なく思っているところでございます。もっと早く、うちのほうで連絡を密にして、おひさま学童のほうとも、そういう打合わせができればよかったと思いますし、また、おひさま学童のほうからも、4月からこういう状況で、大変なことになっているので、1名分何とかお願いできないかというような話があれば、もっと早いときにやったんですけれども、ここにつきましては、ちょっと私どものほうの不手際で大変申し訳ないというふうに考えているところでございます。

公設民営から公設公営というお話でございますが、ちょっと体制の変更、また、臨時職員等の配置替えということになりますので、ちょっと組織に関する部分は、ちょっと私のほうからは、ちょっとお答えは控えさせていただきたいと思います。

あと、最後に民間3クラブの委託料についてというようなお話でございました。こちらの民間3クラブにつきましては、基準額、ほぼ500万円、500万円ちょいぐらいの金額で、今のところ委託契約が結んでいるんですが、最終的に精算すると大幅なマイナスになります。なぜマイナスになるかということ、500万円に対して、利用者から負担を頂いた分というものは、この500万円から差し引くような計算になっています。

これにつきまして、国庫補助の基準でそういうことでうたわれておりますので、最終的には大幅な減額となることになりますので、今回、補正のほうには計上しておりませんでした。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） そうすると、3園については、最終的な結果が出てから調整をするということによろしいですね。はい、分かりました。

それと、課長、民営で今までどおりやるか、公営でこれからやっていくかということは、これは政治的な判断もあるので、あれでしょうけども、それについては、今、2回目の質問の部分については、町長のほうにご意見をいただきたいと思うんです。

○議長（阿久津則男君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ちょっとご指摘の点については、来年度予算編成に向けて、内部で考えていきたいと思っております。

公設公営の話は、何度か役場内で議論したことがあるんですけども、公設公営にするとなると、今、各クラブでやっていただいている経理作業を5つのクラブで別々にやっている経理作業、あるいは物品の発注業務、それを全て役場でやることになりますので、かなりの手間になるであろうと、ちょっとした物品であっても、役場で購入するとなると、いろんな書類を回して購入していくことになるわけですし、5つもクラブがありますので、もし、公設公営にするとなれば、福祉こども課に増員をしないと、その事務は回せないであろうということで、公営にするのであれば増員をお願いしますというのは、福祉こども課から、常に、増員要求を受けているところでして、一方で、ほかの課からも増員の要求は当然あるわけですし、町全体の人員計画の中で、総務課も入って、人員計画上それができるかというのを検討して、これまではちょっとそこまでの人員を福祉こども課に増員できないということで、難しいかなという面はありました。

あともう一つ、公設公営になると、従業員の手配についても、全部役場で責任を持つということで、指導員の募集とか、面接、採用、労務管理というのも全て役場で今度行うことになるわけですが、これについても、今、父母会でやっているということで、父母会のほうで、当事者意識を持って、地域で誰か適切な人いないかということで声かけし合ったりして、指導員を見つけてくるわけなんですけれども、公設公営になると、ハローワークに公募を出したり、あるいは、広報紙で人員募集をして採用するようになるわけですが、果たして、この人手不足の中、ちゃんとした人員を役場で責任を持ってそろえられるかということについても不安がございます。

実際、人手不足になったときに父母会が経営しているので、父母会自身で、本当に人足りないときは自分たちでちょっと休みを取って子供の面倒をみんなで助け合ってみましょうなんていうことが一部の学童クラブで行われたこともあります。それはやっぱり、自分たちが経営者だという意識があるので、何かあったときは自分たちで何とかしなきゃいけないという当事者意識があるわけですけど、公設公営になるともう完全にお客様になってしまうので、人足りないのをどうにかしてくださいとかいうのも、全部役場の責任になっていくということもありますので、果たして公設公営で利用者を全部お客様にしてしまうことがいいのか、利用者による自治、自分たちで自分たちのクラブを回していくんだ、という当事者意識を持ってもらうことと、両方いい面がございますので、そういった費用の面、費用の面では公設公営にしたほうがたくさん費用がかかることになると思います。人員を増やさなければいけないので。一方でご指摘のとおり、経理業務などは役場でやったほうが洗練されてきちっとした書類作成が行われることになると思います。

そういったいい面、悪い面がございますので、来年度予算編成あるいは人員配置計画の中で議論を深めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） メリット、デメリットは、これはどちらもあると思うんです。

ただこれから、例えば再任用とか、そういう方をうまくそういうところで、効率的に採用しながら使っていくといったほうが、例えば、私は指導員のことを言っているわけではないんですよ。指導員は結構いるんですよ。指導員じゃなくて、経理の部分をちゃんと公のお金が入っているんで、経理の面をはっきりとさせたほうがよろしいでしょうということ言っているわけだから、その経理の部分で再任用を効率的に使うという方向のほうがよろしいんじゃないかということで提案をしたわけです。

それと、課長、先ほど前倒しの部分で、監査の中で課長さんが分かったということで、課長もびっくりしたとは思いますが、では課長の決裁がないのにもかかわらず、前倒しでもらえることってどうやればできるのかな。できるの、これ、課長の決裁が分からないで。先に、4分の1、4分の2、4分の3と行って、四半期ごとにもらっているのに、早めにもらうということ、課長が分からないで、これ出すことなんて、どうやってできるのかなと思って。

○議長（阿久津則男君） 3回目ですからまとめて言ってください。

○6番（加藤木 直君） ちょっとまとまらないんです、もう。

それだけ、お願いします。

○議長（阿久津則男君） 福祉こども課長飯村正則君。

○福祉こども課長（飯村正則君） 質問にお答えいたします。

決裁は私、しております。規則の中で、予算の範囲内で前払いすることができるというふうになっておりますので、四半期ごとに4分の1ずつ払わなくてはいけないというふうな決まりではございませんので、払うことはできます。

ただ結果的に、オーバーペースと言いますか、最終的には足りなくなるということでございましたので、もっと早く私のほうで気がつけば、もっとこういう。

○6番（加藤木 直君） もう先は見えてくるよね。

○福祉こども課長（飯村正則君） 見えます。まさにご指摘のとおりだと思います。大変申し訳ございませんでした。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

11番関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） 今の件なんですけれども、おひさまについて、先ほど課長のほうから、監査のほうから指摘されたという話ですけども、おひさまに関しては、3か月の運営費が不足しているために、3か月前倒しで、もうだから1年分の経営費は払ったんですよ、この間。ほかの学童保育は12月までの分を払った。おひさまに関しては、来年3月の分まで払ったんですよ。だからおかしいと監査で指摘したんですよ。

そのときに、特別監査をやっているときに、課長に保護者会の会長から、この回答を文書で頂きたいという話をしているにもかかわらず、いまだに出ない。

これ、父母会の会長は責任ありますから。ただ、お金、ホロルじゃないですけど、右から左へ金流そうなんて、単純な話じゃないですから、その3か月分何に使ったんだと、税金ですから、国・県・町、税金ですよ。それをきちんと課長として、たださなければならぬ。

ですから、この定例会、始まる前に文書で出してください。

以上でいいです。答弁はいいです。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第74号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

健康保険課長富江一也君。

○健康保険課長（富江一也君） 大変お待たせしました。失礼いたしました。

1ページをご覧ください。

議案第74号 令和5年度城里町国民健康保健特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、事業勘定におきまして、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ814万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,219万7,000円とするものです。

歳入には、県支出金及び繰入金を追加し、国民健康保険料を減額するものです。歳出では総務費、保険給付費及び保健事業費を追加するものです。

詳細につきましては、3ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書、補正予算給与費明細書をご覧ください。

続きまして11ページをご覧ください。

また、施設勘定において、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ65万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,903万2,000円とするものです。

歳入では繰入金を追加するものです。

歳出では総務費及び医業費を追加するものです。

詳細につきましては、11ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書、補正予算給与費明細書、予算の概要をご覧ください。

以上、国民健康保険特別会計補正予算につきましてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） これより、議案第74号に対するご質問をお受けいたします。

ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第75号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 議案第75号 令和5年度城里町介護保険特別会計補正予算（保険事業勘定第3号）についてご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第1条、予算の総額に歳入歳出それぞれ51万7,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ26億5,663万5,000円とするものです。

2 ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正、はじめに歳入です。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、既定額に25万8,000円を追加するものです。総務管理費の増に伴いまして介護保険事業費補助金を追加するものです。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金、既定額に25万9,000円を追加するものです。事務費繰入金を追加するものです。

続きまして歳出についてご説明申し上げます。

1 款総務費、1 項総務管理費、既定額に51万7,000円を追加するものです。令和6年4月の介護保険制度改正に伴う介護報酬改定等に対応するためのシステム改修の委託料を追加するものです。

以上、令和5年度城里町介護保険特別会計補正予算（保険事業勘定第3号）についてご説明させていただきました。

詳細につきましては、3 ページから4 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧くださいと思います。

また、主な事業は予算の概要にございますのでご覧ください。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより、議案第75号に対するご質問をお受けいたします。

8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） この来年の6年の4月から介護保険の改定になる、制度の改定になるということなんですけれども、それに伴うシステムの改修を行うということなんですけれども、この介護保険制度の改定というのは、具体的に今の時点で何かどのようになるのかというようなことは、何か想定されているとか、決まっているとか、こういうことの前定だとかそういうようなことというのは分かりますか。

○議長（阿久津則男君） 長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） ご質問にお答えいたします。

改修の内容的には、まだ具体、どの部分をとというのは出ていないんですが、対象範囲として、介護報酬改定、また、1号保険料の負担の見直し、一定以上所得の判断基準の見直しなどが示されております。ただ詳細はまだ出ておりません。

以上となります。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） ということは、その改修というのは、自己負担が増えるということなのか。それとも介護保険制度が変わっていくのかとか、そこら辺のところ、ちょっと、もう少し具体的に分かることはありますか。

○議長（阿久津則男君） 長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） ご質問にお答えします。

まだ、具体的なものが、まだ示されておりませんので、一応令和6年4月の改定に対応するために、令和6年3月に改修をしなければならないということで、改修の補正をしたところなんですけれども、具体的なものは、先ほど申し上げたとおり、そのような介護報酬のほうが、具体的に金額がどうなるのかとか、そういうものは出ていないんですが、そういうものを見直すために、それに対する改修でございます。

以上です。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第76号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

水道課長江幡守仁君。

○水道課長（江幡守仁君） 議案第76号 令和5年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

第1条は総則で、第2条からご説明いたします。

第2条、令和5年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）に定めました収益的支出の予定額を補正するものになります。

補正の内容につきましては、支出について既決予定額をそのままに、支出の科目内予定額を補正する内容となっております。

次に、第3条、令和5年度城里町水道事業会計予算第4条に定める資本的支出の予定額の補正ですが、こちらも補正の内容につきましては、支出について既決予定額はそのままに、支出の科目内予定額を補正する内容となっております。

4ページの実施計画明細書について説明をさせていただきます。

第1款水道事業費用、第1項営業費用、1目原水及び浄水費の減であります。動力費を1,311万7,000円減額する内容となっております。2目配水及び給水費の増であります。修繕費1,308万7,000円を追加するものです。4目総係費の増であります。水道審議会有識者謝礼として報償費3万円を追加するものです。

次に、資本的支出です。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、1目施設整備費の補正ですが、1節委託料の内訳を、当初、アセットマネジメント策定と基本計画策定で見込んでいたものなのですが、こちらを水道施設最適化検討業務及び経営戦略改定、水道審議会等運営支援業務として補正するものになります。

以上、議案第76号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、2ページ以降の補正予算実施計画及び実施計画明細書、説明資料、予算の概要をご覧くださいと思います。

ご審議の程ほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより議案第76号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 水道施設規模最適化、浄水場の施設の統廃合検討、これが1,410万円が載せられています。

これについて、質問に対する回答が、広域化含め今後の施設の最適配置を検討するものということです。この1,400万円、検討するだけで1,400万円かかるのでしょうか。ちょっとここら辺のところ、もし具体的に分ければお願いしたいんですが。

○議長（阿久津則男君） 水道課長江幡守仁君。

○水道課長（江幡守仁君） 藤咲議員の質問にお答えいたします。

水道施設の最適化なんですけれども、今現在、浄水場3か所ございます。そのうち石塚浄水場については、耐用年数を超えて運用されているような現状がございます。また、今回の広域化の、県が主体となって進めている広域化の議論があるんですけれども、この中でも、浄水場だけではなくて配水場の配置ですとか、あるいは、当然、広域化する、しないにかかわらず老朽化している施設があるので、こちらをどのように更新していくのか、あるいは統廃合をしていくのかということ、どの形が最適かということ、管路の解析なども入れながら計算をしていかなければいけないと考えております。

浄水場の更新、統廃合というのは、かなり金額が動く大きな設備投資になりますので、ここは現状の更新から最適な統廃合を含めてパターンをある程度つくった上で、審議会を運営して行って、その中でお示しできるように、具体的な中身を見せていきたいと思っております。そのためにこれだけの費用がかかるというふうに見込んでいるところでございます。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） ということは、それだけの費用をかけてやらなければ、なかなか難しいということ、統廃合に対する金額がかさむということなんですね。

それに、さらに、もし何か事業があればさらに金額がかさむと、入ってくるということですね。統廃合の検討だけで1,400万円ということなんですか。ですね。

はい、分かりました。

○議長（阿久津則男君） よろしいですか。

○8番（藤咲芙美子君） いいです。後でまた。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第77号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

下水道課長園部 繁君。

○下水道課長（園部 繁君） 議案第77号 令和5年度城里町下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧くださいます。

第1条は総則ですので、第2条の収益的収入及び支出からご説明いたします。

第2条、令和5年度城里町下水道事業会計補正予算（第1号）第2条に定めた収益的収入と支出の既決予定額からそれぞれ336万9,000円を減額し、予定額を10億3,410万4,000円とするものです。

収入につきましては、1款下水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金、一般会計補助金の466万9,000円を減額し、7目雑収益130万円を追加するものです。雑収入130万円は中継ポンプ施設落雷被害による建物災害共済金を見込んでおります。

支出につきましては、1款下水道事業費用、1項営業費用、1目管渠費の修繕費210万円を追加し、2目処理場費の動力費546万9,000円を減額するものです。

詳細につきましては、3ページ、4ページの補正予算実施計画明細書及び議案第77号説明資料をご覧くださいたいと存じます。

以上、令和5年度城里町下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） これより議案第77号に対するご質問をお受けいたします。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第78号から議案第91号の14件を一括議題といたします。

執行部より説明を求めます。

農業委員会事務局長山崎栄一君。

○農業委員会事務局長（山崎栄一君） それでは、議案第78号から議案第91号までを一括説明する前に、説明資料の追加をお願いしたいのでよろしいでしょうか。

○議長（阿久津則男君） 認めます。

○農業委員会事務局長（山崎栄一君） それでは、議案第78号から議案第91号までの城里

町農業委員会の任命につき同意を求めることにつきまして説明させていただきます。

まず、議案第78号 城里町農業委員会の任命につき同意を求めることについてであります。令和6年1月31日をもって任期満了となることから、城里町大字石塚2198番地の1、高安敏夫さん。

続きまして、議案第79号、城里町大字下青山283番地、綿引貞夫さん。

続きまして、議案第80号、城里町大字北方482番地、加藤木直之さん。

続きまして、議案第81号、城里町大字高根423番地の2、加藤文夫さん。

続きまして、議案第82号、城里町大字栗1095番地の2、小幡 登さん。

続きまして、議案第83号、城里町大字御前山777番地の1、所 正晴さん。

続きまして、議案第84号、城里町大字塩子1167番地、大座畑勝之さん。

続きまして、議案第85号、城里町大字上入野2109番地の2、江幡 薫さん。

続きまして、議案第86号、城里町大字上泉1238番地の1、檜山寛司さん。

続きまして、議案第87号、城里町大字上古内339番地、加藤要司さん。

続きまして、議案第88号、城里町大字栗1082番地、小幡利克さん。

続きまして、議案第89号、城里町大字塩子3209番地、阿久津貴守さん。

続きまして、議案第90号、城里町大字上入野2068番地、江幡龍夫さん。

続きまして、議案第91号、城里町大字石塚536番地の1、江幡幸子さん。

以上14名の方々につきましては、農業に関する見識が高く、豊富な経験と知識を有され、また地域の人望も厚いことから、農業委員としての職務を行うのに適任者でありますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより、議案第78号から議案第91号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第92号から議案第97号の6件を一括議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 説明の前に資料の提出を許可願いたいのですが。

○議長（阿久津則男君） 許可いたします。

○総務課長（増井栄一君） 恐れ入ります。許可前に出してしまうまして申し訳ございません。

議案の第92号から97号 城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについてのご説明を申し上げます。

令和5年12月19日をもって任期が満了となることから、町政治倫理条例の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

議案第92号、大字石塚1341番地、阿久津紀子さんは行政書士として、議案第93号、つくば市二の宮三丁目13番地2、松村 孝さんは弁護士として、それぞれ地方自治の本旨に造詣が深く、専門的な知識を有しております。適任であるとし、選任するものでございます。

続きまして、町民の代表として。議案第94号、大字小勝1151番地、卜部徳也さん、議案第95号、大字阿波山1020番地の1、五十嵐雅晴さん、議案第96号、大字石塚2264番地の1、田上 勤さん、議案第97号、大字阿波山1076番地の7、高堀義美さん、4名につきましては、性格温厚にして人望も厚く、人格、識見ともに適任であると認め、選任をしたいものでございます。

ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより、議案第92号から、議案第97号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、定例会に上程されます報告についてを執行部より説明を求めます。

質問は最後にまとめて行いますので、簡潔に願います。

それでは報告第49号から報告第51号は省略し、報告第52号の説明を求めます。

都市建設課長 大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） それでは、報告第52号 城里町宅地開発指導要綱の一部を改正する告示についてであります。こちらについては先ほど、議案第68号 城里町土地開発事業の適正化に関する条例の一部を改正する条例についてに付随しまして要綱の一部を改正するものでございます。

詳細については次ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第53号の説明を求めます。

教育委員会事務局長 廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 報告第53号 城里町入学等支援金交付要綱についてご説明させていただきます。

新生活を迎える子育て世帯の経済的負担を軽減するため、城里町に住所を置く方を対象に支援金として新児童・生徒等1名につき3万円を給付する事業でございます。

対象者につきましては、令和6年度に小学校、中学校に入学する児童・生徒の保護者並びに令和5年度に卒業する中学生徒の保護者が該当いたします。

令和5年3回議会定例会で補正予算の承認をいただき、交付要綱につきましては11月1日で告示させていただいております。

以上、報告案件につきましてご説明させていただきました。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第54号の説明を求めます。

都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） それでは、報告第54号 城里町私道路用地の寄附の受入に関する要綱についてでございますが、こちらについては城里町私道路用地の寄附の受入に関して現要綱を廃止し、新たに要綱を制定するものでございます。

主な基準でございますが、道路幅員が5.5メートル以上または4メートル以上であること、始点及び終点が国道、県道もしくは町道の公道に接道しているもの、または基点が公道に接続していること、道路境界が確定していること等でございます。

こちら、今回の要綱の中の第1条及び第2条の第12項までは既存の受入れ要綱の中で示されているものでございまして、第2項からにつきまして、今回要件を広げた範囲となっているものでございます。

詳細については告示の要綱の中をご覧いただきたいと思います。

それと、説明資料として道路構造図等の表示がされております。ご覧いただきたいと思います。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 報告第55号の説明については省略いたします。

これより報告に対する質問をお受けいたしますが、質問は初めに報告番号を言ってから、簡潔にお願いをいたします。なお、長くなる場合は直接担当課へお願いをいたします。

それでは報告に対する質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 報告53号について質問いたします。

小学校、中学校入学、中学校を卒業する際の子育て世帯の経済的負担軽減ということなんですけれども、これは1人当たり3万円の交付ということなんです。町独自の支援なんですか。

それから、支援金不交付決定者はどのような対象者なんでしょうか。

それから、国の支出金はありますか。令和6年度からなのか、5年度からなのか、教えてください。

4つお伺いします。

○議長（阿久津則男君） 教育委員会事務局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） ご質問にお答えいたします。

まず1点目の質問でございます。町独自の支援でございます。

第2にご質問いただいた件でありますけれども、不交付決定者として考えられるのは、申請後に交付決定までに町外に転出した者や、申請者に虚偽、例えば、町に住民登録がな

い場合などの内容を記載したものになります。

3番目に、国等の支出金ということなんですけれども、町単独の事業でございますので、他の補助はございません。

4番目、先ほどもご説明いたしましたけれども、令和5年度からの事業でございます。先ほどご説明いたしましたけれども、第3回定例会において一般会計補正予算に計上して承認いただいております。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） これは不交付決定者はどのような対象者かということに対して、これ、滞納者についてはどうなのでしょう。

○議長（阿久津則男君） 教育委員会事務局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 滞納者ということなんですけれども、一律、滞納とか関係なく交付する事業でございます。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。

この1人当たり3万円の交付というのは議決されているので、それをどうこう言うわけではないんですけれども、お金は一律、全て、低所得者も普通の高額所得者も一律3万円ということなのでしょうね、多分。

ということであればお金で出すというのではなく、今後、もしそういうようなことがあった場合に、小学生はランドセルを提供したり、中学生にはカバンなどの補助とか、自転車の補助とか、そういうものに出してもらえるといいなと思うんですけれども、お金の振り込みというのも、ちょっとやっぱり申請しなければもらえないということもありますので、きちんと申請していない人は申請するようにと再度やっていってもらったりとか、誰しもがきちんともらえるような対策を持っていただければいいかなと思っています。

少し、今後の対策にも含めながら考えていただきたいと思います。思いました。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 答弁はよろしいですか。

○8番（藤咲芙美子君） 答弁、もしよければ出してください。

○議長（阿久津則男君） 町長。

○町長（上遠野 修君） 有意義なご指摘をいただきましたので、来年度予算の編成等に当たり検討してまいりたいと思います。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

14番小塚 孝君。

○14番（小塚 孝君） 関連でちょっと聞きたいんですけど、これみんなに配るといっても、町の財源には限りがあると思うんですよ。何を使うんですか、これ財源は。町の財源

は。何をもって予算とするのか、ちょっと。

○議長（阿久津則男君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） これは9月議会で、議決済み、予算措置については議決をいただいているものですが、財源としては、町の一般財源を財源として行う事業でございます。特に、国の補助金等はありません。

○議長（阿久津則男君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） これ本当に素晴らしいことなんだけど、町に一般財源でそんなに余裕あるんですか。

決まった金があって、やるんならいいと思うんだけど、そんなに余裕あります、うちの町で。そういう一般財源から出すなんていう。

○議長（阿久津則男君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 学校給食の無償化なども、これよりもはるかに大きな金額を一般財源から出して行っている事業でございますが、ちゃんと毎年予算やりくりをして、決算を迎えていまして、議員ご承知のとおり、町の決算は毎年、将来負担比率が下がるなど、健全な運営を続けておりますので、問題ないと思っております。

○議長（阿久津則男君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） うちの町の予算を組むのに精いっぱいだと思うんだよね。

借金をして、予算を組むはめなのに、これの財源がきちんと確保されているなら素晴らしいことだと思うんですよ。

どうということなんですか。その予算が確保されていないのに。

○議長（阿久津則男君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 一般財源の中で、毎年100億円ぐらいの予算を町は組んでおりますので、この事業については、1,000万円ぐらいの大体事業ですので、町の予算に対して、0.1%ぐらいの支出割合を占める事業でございます。それは全体の予算編成の中で、その金額というのは、捻出できるものと考えております。

○議長（阿久津則男君） あとは直接担当課へお願いします。

あと1回、おまけ。

○14番（小坪 孝君） 子供らに出すのもいいと思うんだけど、今、高齢者が生活、国民年金で生活するのが四苦八苦しているんですよ、物価高で。

そういう形からいくと、高齢者にも、国民年金の人にも、金出してやってくださいよ。

○議長（阿久津則男君） じゃおまけでどうぞ。

○町長（上遠野 修君） まさしくそういったお声に応えるため、城里町内、約2,000世帯の低所得者に対して1世帯当たり7万円の給付を予定しております、最終日に追加提案させていただく予定です。

○14番（小坪 孝君） 町独自でやったらいいんじゃないの。

○町長（上遠野 修君） 既に3万円給付しておりますので、今回の7万円合わせて、今年度、低所得者世帯に対して10万円の給付が行われることになっております。

〔「でも、それは国でしょう」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

ありませんか。

以上で報告を終了いたします。

---

閉 会

○議長（阿久津則男君） 本日の全員協議会の協議事項は全て終了いたしました。

なお、来る12月5日火曜日午前10時をもって令和5年第4回議会定例会が招集されますので、午前9時50分までに控室にお集りくださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 2時19分閉会